中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令

土 屋 英 雄

した。(各憲法の中国語原文の出典は『中国の憲法事情』第 文)であり、かつ最後に、現行憲法に関係する主な法令を付 九八二年)」(八二年憲法下での三回の改正条文および現行条 民共和国憲法(一九七八年)」、(五)「中華人民共和国憲法(一 領 (一九四九年)]、(二) 「中華人民共和国憲法 (一九五四年) 」、 の性質をも有している。 るためのものであると同時に、中国憲法の邦訳文献集として の憲法事情』二〇〇三年六月刊行予定)の内容の理解に資す 憲法事情』(国立国会図書館・調査及び立法考査局『諸外国 (三)「中華人民共和国憲法 (一九七五年)」、(四)「中華人 ここに訳出したのは、(一)「中国人民政治協商会議共同綱 本資料は、国立国会図書館の依頼により執筆した『中国の 次に記しておく。 第一節 第一節 第三節 (4) (3) (2) (1)

第一章 中国の憲政主義

第二節 中華人民共和国樹立後の二つの転換点

天安門事件後の展開

概観

第二章 現行憲法の制定

中国人民政治協商会議共同綱領 前史

一九七五年憲法

一九五四年憲法

一九七八年憲法 現行憲法の制定過程

なお、参考のため、右の『中国の憲法事情』

の目次のみを

第一節 現行憲法の内容 特徴

(4) (3) (2) (1) 権利 公民の基本的な権利と義務

- 義務
- 特質
- (5) 「人権」の公認と問題性 権利保障体制の未確立と新司法解釈

第三節 統治機構

全国人民代表大会 ①全国人民代表大会

②全国人民代表大会常務委員会

国務院

(3)(2)

司法制度 ①人民法院

②人民検察院

③弁護士

④司法制度と活動上の問題

⑤司法機関に対する人民代表大会(およびその

常務委員会)の監督

中華人民共和国主席

軍事

(5) (4)

(6) 地方制度

②地方各級人民代表大会 ①地方制度の概要

④民族区域自治

③地方各級人民政府

⑤特別行政区

⑥経済特区

第四章 憲法監督

第五章 憲法改正の手続

第六章 第七章 「執政党」およびその他の組織・ 憲法改正の全事例および簡評 団体の概要

第一節 第二節 その他の組織・団体 「執政党」—中国共産党

(1) 中国人民政治協商会議

(2) 各民主党派

第八章 (3) 主な人民団体

憲政上の根源的問題とその展望

中国人民政治協商会議共同綱領

会議採択。 一九四九年九月二九日、中国人民政治協商会議第一期全体

目次

序言

第二章 政権機関第二章 政権機関第二章 経済政策第五章 文化教育政策

序言

された地位から新社会・新国家の主人に変わり、そうして人時代がすでに終結したことが宣告された。中国人民は、抑圧国主義、封建主義および官僚資本主義の中国における支配の中国の人民解放戦争と人民革命の偉大な勝利によって、帝中国の人民解放戦争と人民革命の偉大な勝利によって、帝

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

働者階級が指導するものである。中国共産党、各民主党派、 国の労働者階級、農民階級、小ブルジョア階級、民族ブルジョ 民政府および全国の人民が等しく共同して遵守すべき以下の あわせておよそ人民政治協商会議に参加する各単位、 華人民共和国建国の政治的基礎とすることに一致して同意し、 和国の成立を宣告し、人民自身の中央政府を組織する。中国 民政治協商会議は全国の人民の意志を代表して、中華人民共 治協商会議は、人民民主統一戦線の組織形態である。中国人 およびその他の愛国民主分子の代表で構成される中国人民政 各人民団体、各地区、人民解放軍、各少数民族、国外華僑、 権であり、かつこの人民民主独裁は労農同盟を基礎とし、労 ア階級およびその他の愛国民主分子の人民民主統一戦線の政 国民党反動支配に取って代った。中国の人民民主独裁は、 民民主独裁の共和国は、あの封建・買弁・ファッショ独裁の 人民政治協商会議は、新民主主義すなわち人民民主主義を中 各級人 中

第一章 総綱

共同綱領を制定した。

し、各民主的階級と国内各民族の団結した人民民主独裁を実主義の国家であり、労働者階級が指導し、労農同盟を基礎と第一条 中華人民共和国は、新民主主義すなわち人民民主

国の独立・民主・平和・統一および富強のために奮闘する。 E 主義 ・封建主義および官僚資本主義に反対し、 r‡1

成する責任を負わなければならない。 後まで遂行し、中国の全領土を解放し、 中華人民共和国の中央政府は、人民解放戦争を最 щ - 国統一の事業を完

ればならない。 民経済を発展させ、 の経済的利益およびその私有財産を保護し、新民主主義の人 地所有制に改変し、国家の公共財産と協同組合の財産を保護 に帰し、段階的に封建的・半封建的な土地所有制を農民的土 切の特権を取り消し、官僚資本を没収して人民の国家所有 労働者・農民・小ブルジョア階級と民族ブルジョア階級 中華人民共和国は、帝国主義国家の中国における 着実な歩みで農業国を工業国に変えなけ

中華人民共和国の人民は、 法にもとづいて選挙権

と被選挙権を有する。 第四条

自由権を有する。 結社、通信、 第五条 中華人民共和国の人民は思想、言論、 人身、 居住、 移転、宗教信仰および示威行進の 出版、 集会、

各面において、 止する。女性は政治的、 第六条 中華人民共和国は、 男性と平等の権利を有する。男女の婚姻の自 経済的、 女性を束縛する封建制度を廃 文化教育的、 社会的生活 0)

由を実行する。

ないが、同時に、 切の帝国主義と結託し、祖国に背き、人民の民主的事業に反 なければならない。 れらが引き続き反革命活動を行うならば、 て、必要な期間、 を解除し、その特殊な勢力を消滅させたあと、 般の反動分子、封建地主、官僚資本家に対しては、その武装 めない反革命首謀分子を厳しく処罰しなければならない。一 対する国民党反革命戦争犯罪者およびその他の頑強に悔い改 自己を改造し新しい人になるよう強いなければならない。か 第七条 中華人民共和国は一切の反革命活動を鎮圧 かれらに生活の活路を与え、 かれらの政治的権利を剥奪しなければなら 厳しい制裁を加え 法にもとづい 労働を通して

兵役の徴募に応じ、租税を納める義務を有する。 法律を遵守し、労働規律を遵守し、公共財産を愛護し、公役 第八条 中華人民共和国の国民は等しく、 祖国を防衛し、

義務を有する。 第九条 中華人民共和国の領域内の各民族は平等の権 利と

中華人民共和国の中央人民政府は、 民の革命の成果とすべての合法的権益を防衛することである。 その任務は、 強に努め、 人民公安部隊および人民警察は、 第一〇条 中華人民共和国の武装力すなわち人民解放軍、 有効にその任務を遂行できるようにさせなければ 中国の独立と領土主権の保全を防衛し、 人民に属する武力である。 人民の武装力の強化・増 中国人

ならない。

営側に立ち、帝国主義の侵略に共同して反対し、もって世界国家および各被抑圧民族と連合し、国際的な平和・民主の陣る国家および人民と連合し、まず第一に、ソ連、各人民民主第一一条(中華人民共和国は、すべての平和と自由を愛す

第二章 政権機即

の恒久的平和を保障する。

民が国家政権を行使する機関は、各級の人民代表大会と各級第一二条 中華人民共和国の国家政権は人民に属する。人

の人民政府が各級の政権を行使する機関である。人民政府を選挙する。各級の人民代表大会の閉会中は、各級の方法によって選出される。各級の人民代表大会は、各級のの方法によって選出される。各級の人民代表大会は、各級の

の人民政府である。各級の人民代表大会は、人民の普通選挙

機関である。 表大会の閉会中は、中央人民政府が国家政権を行使する最高 国家最高政権機関は全国人民代表大会である。全国人民代

級、少数民族、国外華僑およびその他の愛国民主分子の代表革命軍人、知識分子、小ブルジョア階級、民族ブルジョア階級総総態である。その構成員には、労働者階級、農民階級、組織形態である。その構成員には、労働者階級、農民階級、第一三条 中国人民政治協商会議は、人民民主統一戦線の

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

が含まれるべきである。

人民共和国中央人民政府委員会を選挙して、かつこれに国家執行し、中華人民共和国中央人民政府組織法を制定し、中華国人民政治協商会議の全体会議が全国人民代表大会の職権を普通選挙による全国人民代表大会の召集・開会以前は、中

権力を行使する職権を付与する。

府に対し、建議案を提出することができる。の重要措置に関して、全国人民代表大会あるいは中央人民政国人民政治協府会議は国家建設事業の根本大計およびその他国人民政治協府会議は国家建設事業の根本大計およびその他

樹立し、反革命活動を鎮圧し、かつ条件が許すときに、各界委員会と地方人民政府を組織し、人民を指導して革命秩序を人民政府あるいは前線軍政機関に委任された人員が軍事管制住に軍事管制を実施し、国民党反動政権機関を廃止し、中央第一四条 およそ人民解放軍が初めて解放した地方は、一第一四条 およそ人民解放軍が初めて解放した地方は、一

状況に依拠して、これを決定する。
軍事管制の時間の長短は、中央人民政府が各地の軍事政治方各界人民代表会議が逐次に人民代表大会の職権を代行する。

人民代表会議を召集すべきである。

に実現され、各界人民が十分に組織された地方は、ただちにおよそ軍事行動がすでに完全に終結し、土地革命が徹底的

である。 普通選挙を実行し、地方の人民代表大会を召集・開会すべき

第一五条 各級の政権機関は一律に民主集中制を実行する。第一五条 各級の政権機関は一律に民主集中制を実行する。第一五条 各級の政権機関は一律に民主集中制を実行する。第一五条 各級の政権機関は一律に民主集中制を実行する。第一五条 を級の政権機関は一律に民主集中制を実行する。第一五条 と級の政権機関は一律に民主集中制を実行する。

政府委員会が法令で規定する。
うに、また地方の事情への適合に益があるように、中央人民区分は、各事務の性質に照らして、国家の統一に益があるよぼ一六条 中央人民政府と地方人民政府のあいだの職権の

制定し、人民の司法制度を樹立する。法令および司法制度を廃棄し、人民を保護する法律、法令を法令および司法制度を廃棄し、人民を保護する法律、法令を第一七条(人民を抑圧する国民党反動政府の一切の法律、

作風に反対しなければならない。 作風に反対し、浪費を禁止し、人民大衆から遊離した官僚主義的質素で人民に奉仕する革命的活動作風を励行し、汚職を厳し質素で人民に奉仕する革命的活動作風を励行し、汚職を厳し

関を設けて、各級の国家機関と各種の公務員がその職務を履一第一九条 県・市以上の各級の人民政府内に、人民監察機

責失当の機関と人員を弾劾・摘発する。行しているかどうかを監督し、あわせてそのなかの違法・職

告発する権利を有する。 責失当行為をも、人民監察機関あるいは人民司法機関に対し、人民と人民団体は、いかなる国家機関と公務員の違法・職

第三章 軍事制度

統一的編制・統一的規律を実行する。 民革命軍事委員会の統率を受け、統一的指揮・統一的制度・民解放軍と人民公安部隊を樹立し、これは中央人民政府の人民解放軍と人民公安部隊を樹立し、記れは中央人民政府の人第二〇条 中華人民共和国は、統一された軍隊すなわち人

第二二条 中華人民共和国は、現代化された陸軍を増強す愛国精神でもって部隊の指揮員と戦闘員を教育する。一致の原則を土台とし、政治工作制度を樹立し、革命精神と第二一条 人民解放軍と人民公安部隊は、将兵一致・軍民

な時期に義務兵役制の実行を準備する。
 第二三条 中華人民共和国は民兵制度を実行し、地方秩序ると同時に空軍と海軍を建設して、国防を強化すべきである。

事任務の妨げとならないという条件下で、計画的に農業と工第二四条。中華人民共和国の軍隊は、平和の時期には、軍

戦争に参加した傷痍軍人と退役軍人は、生活がなりたつような者は、国家と社会の優遇的待遇を受けるべきである。革命第二五条 革命烈士と革命軍人の家族で、その生活が困難業の生産に参加して、国家の建設工作を援助すべきである。

第四章 経済政策

人民政府から適当な職を与えられるべきである。

社会経済全体の発展を促進すべきである。 は会経済全体の発展を促進すべきである。 国家 第二六条 中華人民共和国の経済建設の根本方針は、公私第二六条 中華人民共和国の経済建設の根本方針は、公私第二六条 中華人民共和国の経済建設の根本方針は、公私第二六条 中華人民共和国の経済建設の根本方針は、公私第二六条 中華人民共和国の経済建設の根本方針は、公私第二六条 中華人民共和国の経済建設の根本方針は、公私

民団体を樹立し、土匪・悪辣ボスの一掃、小作料・利息の引地改革をまだ実行していない地区は、農民大衆を動員して農取得した土地の所有権を保護しなければならない。およそ土件である。およそ土地改革を実行した地区は、農民がすでに件である。およそ土地改革は、生産力発展と国家工業化の必要条第二七条 土地改革は、生産力発展と国家工業化の必要条

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令

(土屋

もつということを実現しなければならない。下げおよび土地分配等の段取りを経て、耕す者がその土地を

第二八条 国営経済は社会主義的性質の経済である。およ 第二八条 国営経済は社会主要な物質的基礎であるとともに社 展させ経済を繁栄させる主要な物質的基礎であるとともに社 展させ経済を繁栄させる主要な物質的基礎であるとともに社 展させ経済を繁栄させる主要な物質的基礎である。およ 第二八条 国営経済は社会主義的性質の経済である。およ

展を援助し、かつ優遇的配慮を与えるべきである。民経済の一つの重要な構成部分である。人民政府は、その発展二九条 協同組合経済は半社会主義的性質の経済で、人

の発展を援助すべきである。 業は、人民政府はその経営の積極性を鼓舞・激励し、かつそ業は、人民政府はその経営の積極性を鼓舞・激励し、かつその発展を援助すべきである。

指導下の工場管理委員会を設立すべきである。私的経営の企管理に参加する制度を実行すべきであり、すなわち工場長の賃貸方式での国家の企業の経営、国家の資源の開発等である。たとえば、国家企業のための加工、国家との共同経営、ある。たとえば、国家企業の経営、国家の資源の開発等である。第三二条 国家経営の企業の経営、国家の資源の開発等である。第三一条 国家資本と私的資本の協力する経済は国家資本第三一条 国家資本と私的資本の協力する経済は国家資本

鉱工業検査制度を実行して、鉱工業の安全と衛生設備を改善行する。青年労働者・女性労働者の特殊な利益を保護する。とて最低賃金を規定すべきである。逐次に労働保険制度を実理することができる。人民政府は、各地・各業の状況に照ら実行すべきであるが、特殊な状況があればそれを考慮して処実行すべきであるが、特殊な状況があればそれを考慮して処実行すべきであるが、特殊な状況があればそれを考慮して処理することができる。人民政府は、各働保険制度を実行して、鉱工業の安全と衛生設備を改善者・職員を代表して資本家側と団体協約を締結すべきである。業では、労資両利の原則を実現するために、労働組合は労働業では、労資両利の原則を実現するために、労働組合は労働

する。

門を回復・発展させる総合計画の早期の制定に努め、 作の各段取りは、 と生産協同を組織すべきである。新解放区では、 その副業を発展させることを中心任務とし、かつ農民を導き、 び農業に従事できる一切の労働力を組織して農業生産および を徹底的に実現した一切の地区では、人民政府は、 政府の統一的指導下で、各自その創造性と積極性を発揮する。 である。 済部門と地方の各経済部門の相互関係を統一的に調整すべき 地方の経済建設上の分業・協力の範囲を規定し、中央の各経 自発性と相互利益の原則に照らして、各種の形態の労働互助 第三三条 第三四条 農業・林業・漁業・牧畜業に関して、 中央の各経済部門と地方の各経済部門は、 中央人民政府は、 農業生産の回復・発展と結びつけるべきで 全国の公私の経済の各主要部 土地改革工 農民およ 中央人民 土地改革 中央と

病虫害の防止・災害と不作の救済・計画的な移民と開墾に注止・畜産力の回復と発展・肥料の増加・農具と種子の改良・に回復・超過させるよう努め、水利の修復・水害と旱害の防いて、戦前の食料・工業原料・輸出物資の生産水準を短期間ある。人民政府は、国家の計画と人民の生活の必要にもとづある。人民政府は、国家の計画と人民の生活の必要にもとづ

沿海漁場を保護し、水産業を発展させる。森林を保護するとともに林業を計画的に発展させる。

牧畜業を保護・発展させ、

畜類の疫病を防止する。

意を向けるべきである。

に回復・発展させることを重点として、国家工業化の基礎を製造業・電器工業・主要化学工業等の重工業を計画的、逐次第三五条 工業に関して、鉱業・鉄鋼業・動力工業・機械

の日常的消費の需要のために供給すべきである。と国民生活に有益な軽工業の生産を回復・増加させて、人民創設すべきである。同時に、紡績業およびその他の国家経済

段を建設し民用航空を創業しなければならない。電信事業を改善・発展させ、計画的かつ逐次に各種の交通手とともに逐次に増設し、河川を浚渫し、水運を拡大し、郵政・と三六条を通に関して、鉄道と公道を迅速に回復させる

採用する。国家の統一的経済計画内において、国内の商取引を保護する。対外貿易の管理を実行し、かつ保護貿易政策を第三七条(商業に関して、すべての合法的な公私の商取引

な商業資本を工業およびその他の生産事業に投入するよう導使利にし、社会の遊休資金および国家経済・国民生活に無益方法を採って、人民に貯蓄を奨励し、華僑からの国内送金を事業を援助する責任を負うべきである。人民政府は、必要な事業を援助する責任を負うべきである。人民政府は、必要なの自由を実行するが、しかし市場を撹乱する投機商業に対しの自由を実行するが、しかし市場を撹乱する投機商業に対し

組合を組織する。工場、機関および学校においては、まず第消費協同組合、信用協同組合、生産協同組合および運輸協同助すべきである。都市と農村において、購買・販売協同組合、原則にもとづいて、協同組合に関して、広大な労働人民が自発性の第三八条 協同組合に関して、広大な労働人民が自発性の

くべきである。

一に消費協同組合を組織すべきである。

第三九条 金融に関して、金融事業は国家の厳格な管理を

しい制裁を受けるべきである。 は、国家銀行が経営処理すべきである。法によって営業する私的金融事業は、国家の監督と指導を受けるべきである。 置は、国家銀行が経営処理すべきである。法によって営業すの国内流通を禁止する。外国為替、外国貨幣および金銀の売受けるべきである。貨幣の発行権は国家に属する。外国貨幣

「四○条 財政に関して、国家の予算・決算の制度を確立

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

行し、逐次に財政収支を均衡させ、国家の生産資金を蓄積すし、中央と地方の財政範囲を区分し、精鋭・簡素・節約を励

る

税制を簡素化し、負担の合理化を実行する。復と発展および国家建設の必要を考慮することを原則とし、国家の税収政策は、革命戦争への供給を保障し、生産の回

第五章 文化教育政策

第四一条 中華人民共和国の文化教育は、新民主主義的すある。

の公徳とすることを提唱する。愛し、公共財物を愛護するのを、中華人民共和国の国民全体の公徳とするのを、中華人民共和国の国民全体の公徳とすることを提出、人民を愛し、労働を愛し、科学を

科学知識を普及させる。 科学知識を普及させる。科学上の発見と発明を鼓舞・激励し、 第四三条 自然科学の発展に努めて、工業、農業および国

第四四条 科学的な歴史観を用いて、歴史・経済・政治・

会科学の著作を鼓舞・激励する。 文化・国際事情を研究・解釈することを提唱する。優秀な社

事業を発展させる。優秀な文学・芸術作品を鼓舞・激励する。人民の演劇・映画優秀な文学・芸術作品を鼓舞・激励する。人民の演劇・映画を啓発し、人民の勤労意欲を鼓舞・激励することを提唱する。第四五条(文学・芸術が人民に奉仕し、人民の政治的自覚

教育内容および教学方法を改革すべきである。致である。人民政府は、計画的かつ段階的に、旧い教育制度、第四六条(中華人民共和国の教育方法は、理論と実際の一

設工作の広範な需要に応じる。知識分子に革命的政治教育をほどこして、革命工作と国家建勤務時間外教育と在職幹部教育を増強し、青年知識分子と旧教育と高等教育を強化し、技術教育に重きをおき、労働者の教育と高等教育を強化し、技術教育に重きをおき、労働者の第四七条 計画的かつ段階的に、普通教育を実行し、中等

させる。人民の出版事業を発展させ、かつ人民に有益な通俗世界戦争を煽動することを禁止する。人民の放送事業を発展ニュースを利用して誹謗を行い、国家・人民の利益を破壊し、ニュースを利用して誹謗を行い、国家・人民の利益を破壊し、め、かつ母親・嬰児・児童の健康の保護に注意をはらう。め、かつ母親・嬰児・児童の健康の保護に注意をはらう。第四八条 国民体育を提唱する。衛生・医薬事業を推し広

新聞雑誌の出版に重きをおく。

第六章 民族政策

あり、 そ各民族が雑居する地方および民族自治区では、各民族は当 して、各別に各種の民族自治機関を設立すべきである。およ 差別・抑圧および各民族の団結を分裂させる行為を禁止する。 庭にする。大民族主義と狭隘な民族主義に反対し、 共通の敵に反対し、中華人民共和国を各民族友愛協力の大家 よび地方人民公安部隊を組織する権利を有する。 統一的な国家軍事制度に照らして、人民解放軍に参加し、お 地の政権機関のなかで、相応の定数の代表をもつべきである。 治を実行し、民族が集居する人口の多少と区域の大小に照ら 第五一条 各少数民族が集居する地区では、民族の区域自 第五〇条 第五二条 中華人民共和国領域内の各少数民族は等しく、 団結・互助を実行し、帝国主義と各民族内部の人民の 中華人民共和国領域内の各民族は一律に平等で 民族間

第七章 外交政策

第五四条 自由および領土主権の保全を保障し、国際的な恒久平和 中華人民共和国の外交政策の原則は、 本国の独

争政策に反対することである。 と各国人民間の友好協力を擁護し、帝国主義の侵略政策と戦

その内容に応じて、各別に承認、廃棄、修正あるいは再締結 に対しては、中華人民共和国の中央人民政府は、審査の上で、 第五五条 国民党政府が外国政府と締結した各条約と協定

すべきである。

共和国に対し友好的態度をとる外国政府とは、中華人民共和 第五六条 およそ国民党反動派と関係を断絶し、 中華人民

基礎の上で交渉し、外交関係を樹立することができる。 国の中央人民政府は平等・互恵および領土主権の相互尊重の

外国の政府と人民と、貿易・通商関係を回復し発展させるこ 第五七条 中華人民共和国は平等・互恵の基礎の上で、各

とができる。 第五八条 中華人民共和国の中央人民政府は、

正当な権益の保護に尽力すべきである。 第五九条 中華人民共和国の人民政府は、 法を遵守する外

国居留民を保護する。

中華人民共和国は、外国人民で、人民の利益を

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋)

擁護し平和民主闘争に参加したことによって、 の抑圧を受け中国領域内に避難してきた者に対して、居留権 その国の政

を与えるべきである。

中華人民共和国憲法

一九五四年九月二〇日、 第一期全国人民代表大会第一回会

目次

議採択、公布。

序言

国家機構

第一節 全国人民代表大会

中華人民共和国主席

国務院

国外華僑の

第四節 地方各級の人民代表大会および地方各級の人

民委員会

第五節 第六節 人民法院および人民検察院 民族自治地方の自治機関

第四章 国旗、国章、首都第三章 公民の基本的な権利と義

務

序言

社会主義社会を建設することを保証する。

社会主義社会を建設することを保証する。

社会主義社会を建設することを保証する。

社会主義社会を建設することを保証する。

社会主義社会を建設することを保証する。

社会主義社会を建設することを保証する。

社会主義社会を建設することを保証する。

社会主義社会を建設することを保証する。

社会主義的工業化を逐次に実現し、農業・手工業・ 的に経済建設を行 の大規模な闘争を勝利のうちに行ってきたが、 度の改革、 る。わが国の人民は、 的商工業に対する社会主義的改造を逐次に完成することであ つの過渡期である。 中華人民共和国の成立から社会主義社会の建設までは、 抗米援朝、 į, 国家の過渡期における総任務は、 反革命分子の鎮圧、 社会主義社会へ逐次に移行するために 過去の数年内において、 国民経済の回復等 これは、 すでに土地制 資本主義 国家の 計画

> 法は、 共同の願望を反映している。 渡期における根本的要求と広大な人民の社会主義社会建設 政治上、 協商会議共同綱領を基礎とし、またその発展である。この憲 を厳粛に採択した。この憲法は、一九四九年の 九五四年九月二〇日、 わが国の人民革命の成果と中華人民共和国樹立以来の 人民共和 経済上の新しい勝利を強固にし、 国第一 首都の北京にて、 期全国人民代表大会第一 中華人民共和国憲法 かつまた国家の過 中国人民政治 会議 は、

わが国の人民民主統一戦線は引き続き、その役割を発揮するでが国の人民民主統一戦線は引き続き、その役割を発揮するでだ務を完成させ、かつ内外の敵に反対する闘争において、わ任務を完成させ、かつ内外の敵に反対する闘争において、中国共産党が統率的指導する、各民主階級、各民主おいて、中国共産党が統率的指導する、各民主階級、各民主おいて、中国共産党が統率的指導する、各民主階級、各民主おいて、中国共産党が統率的指導する。

済建設と文化建設の過程において各民族の必要に配慮 国の民族の団結は引き続き強化されるであろう。 民族主義と地方民族主義に反対するという基礎の上で、 国主義に反対し、 すでに結成した。各民族のあいだの友愛・互助を発揚し、 つ社会主義的改造の問題上で各民族の発展の特徴に十分注意 わが国の各民族は、 各民族内部の人民の共通の敵に反対し、 団結 して自 曲 平等の 民族的大家庭 国家は、 帝 大 が を

をはらうであろう。

民民主国家とのあいだにすでに堅牢な友誼を打ち立て、また 崇高な目的のために努力することである。 後も引き続き質徹されるであろう。国際関係におけるわが国 を樹立し発展させるという政策は、すでに成果を獲得し、今 にされるであろう。わが国は、平等・互恵・主権と領土保全 も日増しに増進しているが、この友誼は引き続き発展し強固 全世界の平和を愛好する人民とわが国人民とのあいだの友誼 の確固として変わらない方針は、世界平和と人類進歩という の相互尊重の原則にもとづいて、いかなる国家とも外交関係 わが国は、偉大なソビエト社会主義共和国連邦および各人

同盟を基礎とした、人民民主国家である。 中華人民共和国は、労働者階級の指導する、 労農

各級人民代表大会である。 人民が権力を行使する機関は、全国人民代表大会および地方 第二条 中華人民共和国のすべての権力は人民に属する。

国家機関は、一律に民主集中制を実行する。 全国人民代表大会、地方各級人民代表大会およびその他の

中華人民共和国は、統一された多民族の国家であ

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

る。 各民族は一律に平等である。いかなる民族に対する差別と

抑圧も禁止し、各民族の団結を破壊する行為を禁止する。

自由を有し、自己の風俗・習慣を保持しまたは改革する自由 各民族はいずれも、自己の言語・文字を使用し発展させる

族自治地方はいずれも、中華人民共和国の不可分の一部であ 各少数民族が集居する地方は、区域自治を実行する。各民 を有する。

る。

を逐次に消滅し社会主義制度を樹立することを保証する。 し、社会主義的工業化と社会主義的改造を通して、搾取制度 第四条 中華人民共和国は、国家機関と社会的勢力に依

労者所有制、資本家所有制 協同組合所有制すなわち勤労大衆の集団所有制、 して以下の各種がある。国家所有制すなわち全人民所有制 第五条 中華人民共和国の生産手段の所有制は現在、主と 個人経営勤

国民経済のなかの指導力で国家が社会主義的改造を実現する 物質的基礎である。 国家は、 国営経済を優先的に発展させる

国営経済は全人民所有制の社会主義経済であり、

ことを保証する。

開墾地およびその他の資源はいずれも、全人民の所有に属す 地下資源、水域、 法律によって国有と定められた森林、未

る。

経済である。勤労大衆の部分的な集団所有制は、個人経営農 義経済あるいは勤労大衆の部分的な集団所有制の半社会主義 して勤労大衆の集団所有制へと向かわせる過渡期の形態であ 第七条 個人経営手工業者およびその他の個人経営勤労者を組織 協同組合経済は、勤労大衆の集団所有制の社会主

励・指導・援助し、かつ生産の協同化を発展させることを個 人経営農業と個人経営手工業の改造の主要な道筋とする。 国家は協同組合の財産を保護し、協同組合経済の発展を奨 国家は、 法律によって、農民の土地所有権および

その他の生産手段所有権を保護する。 個人経営の農民が生産を増加させるよう指導・援

家は、

購買販売協同化・信用協同化を組織するよう奨励する。 助し、かつかれらが自発性の原則にもとづいて、生産協同化 国家は、 富農経済に対して、 制限と段階的消滅の政策をと

非農業の個人経営勤労者の生産手段所有権を保護する 自発性の原則にもとづいて、生産協同化・購買販売協同化を 営勤労者が経営を改善するよう指導・援助し、かつかれらが 国家は、 第九条 個人経営手工業者およびその他の非農業の個人経 国家は、法律によって、手工業者およびその他の

組織するよう奨励する。

権およびその他の資本所有権を保護する。 第一〇条 国家は、法律によって、資本家の生産手段所有

て資本家所有制に代えるよう奨励・指導する。 式の国家資本主義経済に転化して逐次に全人民所有制でもっ に不利な消極的作用を制限し、資本主義的商工業が各種の形 で、国家経済・国民生活に有利な積極的作用を利用し、それ および労働者大衆の監督を通して、資本主義的商工業のうち 政策をとる。国家は、国家行政機関の管理、 国家は、資本主義的商工業に対して、利用 国営経済の指導 制 限

する。 序を撹乱し、 国家は、 資本家が公共の利益に危害を及ぼし、 国家経済計画を破壊する一切の不法行為を禁止 社会経済秩

び各種の生活手段の所有権を保護する。 第一一条 国家は、公民の合法的な収入、 貯蓄、 家屋およ

権を保護する。 国家は、 法律によって、公民の私有財産の相続

とができる。 に対して、買上げ・徴用を実行しあるいは国有へ収用するこ る条件によって、都市と農村の土地およびその他の生産手段 第一三条 国家は、公共の利益の必要のため、 法律の定め

第一四条 国家は、 いかなる人も私有財産を利用して公共

の利益を破壊することを禁止する。

質的生活と文化的生活を改善し、国家の独立と安全を強化す 改造を指導し、生産力をたえず向上させ、そうして人民の物 国家は、経済計画を用いて、国民経済の発展と

る公民の積極性と創造性を奨励する。 べての公民の光栄あることがらである。国家は、労働におけ 労働は、中華人民共和国の労働能力を有するす

に大衆と密接に連係し、大衆の意見に耳を傾け、大衆の監督 を受けなければならない。 第一七条 すべての国家機関は、人民大衆に依拠し、 つね

誠を尽くし、憲法と法律に服従し、人民への奉仕に努めなけ ればならない。 第一八条 すべての国家機関勤務員は、人民民主制度に忠

分子を処罰する。 の国家反逆と反革命の活動を鎮圧し、一切の売国奴と反革命 家の政治的権利を剥奪し、 国家は、法律によって、一定の期間、封建地主と官僚資本 第一九条中華人民共和国は人民民主制度を防衛し、 同時に生活上の活路を与えて、か 切切

中華人民共和国の武装力は人民に属し、その任

できる。

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

れらが自力で生活する公民となるように、労働を通して改造

保全と安全を防衛することである。 務は人民革命と国家建設の成果を防衛し、 国家の主権、

領土

国家機構

第一節 全国人民代表大会

力機関である。

中華人民共和国全国人民代表大会は最高国家権

第二二条 全国人民代表大会は国家の立法権を行使する唯

第二一条

一の機関である。 第二三条 全国人民代表大会は、省、自治区、 直轄市 軍

隊および華僑が選出する代表によって構成される。 全国人民代表大会の代表の定数と代表選出方法は、少数民

事態が生じた場合には、全国人民代表大会は、次期の全国人 民代表大会が第一回会議を開くまで、任期を延長することが 完成させなければならない。選挙を行うことのできない非常 族の代表の定数と選出方法を含めて、選挙法によって定める。 大会常務委員会は、次期の全国人民代表大会の代表の選挙を 第二四条 全国人民代表大会の毎期の任期は四年とする。 全国人民代表大会の任期満了二ケ月以前に、全国人民代表

第二五条 全国人民代表大会の会議は毎年一回開き、

八民代表大会常務委員会が召集する 全国人民代表大会常務委員会が必要と認める場合には、

大会の会議を臨時に召集することができる。 たは五分の一以上の代表が提議する場合には、全国人民代表

第二六条 全国人民代表大会は、会議を行うにあたって、

主席団を選挙して、会議を主宰させる。

第二七条 全国人民代表大会は、以下の職権を行使する。

(3)(2)法律の制定

憲法の改正

- 憲法の実施 他の監督
- (4)中華人民共和国主席、 副主席の選挙
- (5)選の決定。 中華人民共和国主席の指名にもとづく国務院総理の人 国務院総理の指名にもとづく国務院構成員の

人選の決定

- (6) 席と委員の人選の決定 中華人民共和国主席の指名にもとづく国防委員会副主
- (7)最高人民法院院長の選挙
- (9)(8)最高人民検察院検察長の選挙
- (10)国家の予算と決算の審査と承認

国民経済計画の決定

- 自治区、直轄市の区画制定の承認

- (12)大赦の決定
- (14) (13) 全国人民代表大会が行使すべきと認めるその他の職権 戦争と平和の問題の決定

ま

限を有する。 第二八条 全国人民代表大会は、以下の人員を罷免する権

(1) 中華人民共和国主席、 副主席

長

(2)

国務院総理、

副総理、

各部部長、

各委員会主任、

(3) 国防委員会副主席と委員

(4) 最高人民法院院長

(5) 最高人民検察院検察長

分の二以上の多数で採択する。

第二九条 憲法の改正は、全国人民代表大会が全代表の三

法律とその他の議案は、全国人民代表大会が全代表の過半

数で採択する。

会の常設機関である 第三〇条 全国人民代表大会常務委員会は全国人民代表大

する以下の人員で構成される。

全国人民代表大会常務委員会は、

全国人民代表大会が選出

委員長

副委員長若干名

委員若干名

行使する。 第三一条 全国人民代表大会常務委員会は、 以下の職権を

- 全国人民代表大会の代表の選挙の主宰
- 全国人民代表大会の会議の召集
- 法律の解釈
- (4)(3)法令の制定
- 憲法、 国務院、最高人民法院、最高人民検察院の活動の監督 法律、 法令に抵触する国務院の決議と命令の取

消

- (7) 変更または取消 省、自治区、 直轄市の国家権力機関の不適当な決議の
- (8)長、各委員会主任、秘書長の個別の任免の決定 全国人民代表大会の閉会中の、国務院副総理、 各部部
- (9) 最高人民法院の副院長、 裁判員、 裁判委員会委員の任
- (10)(11)の任免 最高人民検察院の副検察長、検察員、検察委員会委員 海外駐在全権代表の任免の決定
- (12)外国と締結した条約の批准と廃棄の決定
- (13)国家の勲章と栄誉称号の規定および授与の決定
- 中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

受けるか、または侵略を共同防衛する国際間の条約を履 全国人民代表大会の閉会中、国家が武力による侵犯を

行しなければならない事態が生じた場合の、

戦争状態の

(15)

- 宣布の決定 全国の総動員または局部的動員の決定
- (17)(16)全国または一部の地区の戒厳の決定
- (18)第三二条 全国人民代表大会常務委員会は、次期の全国人 全国人民代表大会が授けるその他の職権
- する。 民代表大会が新たな常務委員会を選出するまで、職権を行使
- 第三三条 全国人民代表大会常務委員会は、 全国人民代表
- 大会に対して責任を負い、かつ活動を報告する。
- 員を罷免する権限を有する。 全国人民代表大会は、全国人民代表大会常務委員会の構成
- 会を設置する。 予算委員会、代表資格審査委員会およびその他の必要な委員 第三四条 全国人民代表大会は、民族委員会、法案委員会
- 全国人民代表大会常務委員会の指導を受ける 民族委員会と法案委員会は、全国人民代表大会の閉会中、
- 国人民代表大会の閉会中は全国人民代表大会常務委員会が必 要と認める場合、特定の問題についての調査委員会を組織す 第三五条 全国人民代表大会が必要と認める場合、 また全
- 三五

ることができる。

する義務を負う。 家機関、人民団体、公民は、これに対して必要な資料を提供 調査委員会が調査を行う場合には、関係のあるすべての国

院各部、各委員会に対し、質問を行う権利を有し、 けた機関は責任をもって回答しなければならない。 第三六条 全国人民代表大会の代表は、国務院または国務 質問を受

の許可を経なければ、また全国人民代表大会の閉会中は全国 または裁判を受けない。 人民代表大会常務委員会の許可を経なければ、逮捕されず、 第三七条 全国人民代表大会の代表は、全国人民代表大会

受ける。選挙母体は、法律の定める手続きにしたがって、そ の選出した代表を随時に更迭する権限を有する。 第三八条 全国人民代表大会の代表は、選挙母体の監督を

中華人民共和国主席

共和国公民は、中華人民共和国主席に選ばれることができる。 する。選挙権と被選挙権をもつ年齢満三五歳以上の中華人民 第三九条 中華人民共和国主席は全国人民代表大会が選挙

中華人民共和国主席は、全国人民代表大会の決

中華人民共和国主席の任期は四年とする。

会主任、秘書長を任免し、国防委員会の副主席、委員を任免 と法令を公布し、国務院の総理、副総理、各部部長、各委員 委員会の決定にもとづき海外駐在全権代表を派遣または召還 国を代表して外国使節を接受し、また全国人民代表大会常務 し、国家の勲章と栄誉称号を授与し、大赦令と特赦令を発布 定と全国人民代表大会常務委員会の決定にもとづいて、法律 し、戒厳令を発布し、戦争状態を宣布し、動員令を発布する。 第四一条 中華人民共和国主席は、対外的に中華人民共和

し、外国と締結した条約を批准する。 第四二条 中華人民共和国主席は全国の武装力を統率し、

国務会議を召集し、 第四三条 中華人民共和国主席は、必要がある場合、 かつ最高国務会議主席を担う。 最高

国防委員会主席を担う。

会常務委員会委員長、 最高国務会議は、 中華人民共和国副主席、全国人民代表大 国務院総理およびその他の関係人員が

参加する。

させる。 会、国務院あるいはその他の関係部門に提起し、討論・決定 共和国主席が全国人民代表大会、全国人民代表大会常務委員

最高国務会議の国家の重大事項に対する意見は、中華人民

副主席は、主席の委託を受け主席の職権の一部を代行できる。 第四四条 中華人民共和国副主席は主席の活動を補佐する。

席の選挙と任期に関する憲法第三九条の規定を適用する。 中華人民共和国副主席の選挙と任期は、中華人民共和国主

民代表大会が選出する次期の主席、副主席が就任するまで、 第四五条 中華人民共和国主席、 副主席は、次期の全国人

職権を行使する。 第四六条 中華人民共和国主席が、健康状況により長期に

執務できない場合、副主席が主席の職権を代行する。 中華人民共和国主席が欠けた場合、 副主席が主席の職位を

第三節 国務院

最高国家権力機関の執行機関であり、最高国家行政機関であ 第四七条 中華人民共和国国務院すなわち中央人民政府は

第四八条 国務院は、 以下の人員で構成される。

総理

副総理若干名

各部部長

各委員会主任

秘書長

国務院の組織は法律で定める。

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

第四九条 国務院は、以下の職権を行使する。

(2)(1)議と命令の発布、これらの決議と命令の実施状況の審査 全国人民代表大会または全国人民代表大会常務委員会 憲法、法律、法令にもとづく行政上の措置の規定、決

の議案の提出

(3) 各部と各委員会の活動の統一的指導

(4) (5) 各部部長、各委員会主任の不適当な命令と指示の変更 全国の地方各級の国家行政機関の活動の統一的指導

(6) または取消 地方各級の国家行政機関の不適当な決議と命令の変更

(7) 国民経済計画と国家予算の執行

または取消

対外貿易と国内取引の管理

文化、教育、衛生活動の管理

(11) (10) (9) (8) 華僑事務の管理 民族事務の管理

国家の利益の保護、 公共の秩序の維持、 公民の権利の

保障

(12)

(14)武装力の建設の指導

(13)

対外事務の管理

(15) 自治州、 県、自治県、 市の区画制定の承認

法律の定めるところによる行政職員の任免

けるその他の職権 全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員会が授

直轄市、

比較的に大きな市を区に分ける。

自治州を県、

自

第五〇条 総理は国務院の活動を指導し、国務院会議を主

副総理は総理の活動を補佐する。

責任をもって管理する。各部部長と各委員会主任は、その部 第五一条 各部部長と各委員会主任は、その部門の活動を

とづいて、命令と指示を発布できる。 門の権限内で、法律、法令、および国務院の決議、命令にも

である。

かつ活動を報告する。また全国人民代表大会の閉会中は、全 第五二条 国務院は、全国人民代表大会に対し責任を負い、

国人民代表大会常務委員会に対し責任を負い、かつ活動を報

第四節 地方各級の人民代表大会および地方各級の人民

分される。 第五三条 中華人民共和国の行政区域は、 以下のように区

全国を省、 自治区、 直轄市に分ける。

(2) 省、自治区を自治州、 県、 自治県、市に分ける。

自治県を郷、 民族郷、 鎮に分ける。

> 治県、市に分ける。 自治区、自治州、自治県はいずれも民族自治地方である。 第五四条 省、直轄市、県、市、市管轄区、 民族郷

鎮は、人民代表大会と人民委員会を設ける。 自治区、自治州、自治県は自治機関を設ける。

自治機関の

組織と活動は、憲法第二章第五節が定める。

第五五条 地方各級の人民代表大会は地方の国家権力機関

大会の代表は、一級下の人民代表大会が選挙する。 表は、選挙民が直接に選挙する。 ていない市、市管轄区、郷、民族郷、 第五六条 省、 直轄市、県、区を設けている市の人民代表 鎮の人民代表大会の代 区を設け

法で定める。 地方各級の人民代表大会代表の定数と代表選出方法は選挙

毎期の任期は二年とする。 轄市、県、市、市管轄区、郷、民族郷、 第五七条 省人民代表大会の毎期の任期は四年とする。直 鎮の人民代表大会の

文化建設、公共事業を企画し、地方の予算と決算を審査・承 おいて、法律、 第五八条 地方各級の人民代表大会は、その行政区域内に 公共財産を保護し、公共の秩序を維持し、公民の権利 法令の遵守と執行を保証し、 地方の経済建設

を保障し、少数民族の平等の権利を保障する。

の構成員を選挙し、かつ罷免する権限を有する。第五九条 地方各級の人民代表大会はその級の人民委員会

かつ罷免する権限を有する。 県級以上の人民代表大会はその級の人民法院院長を選挙し、

ガー音グで、本格的でオース

第六○条 地方各級の人民代表大会は、法律の定める権限

民族的特徴に適合する具体的措置をとることができる。民族郷の人民代表大会は、法律の定める権限にもとづいて、

はなり、これが表にでは、 しない) これでであるでする。 本の決議と命令を変更し、または取り消す権限を有する。 地方各級の人民代表大会は、その級の人民委員会の不適当

、まこより自す権限と言する。当な決議および下級人民委員会の不適当な決議と命令を変更当な決議および下級人民委員会の不適当な決議と命令を変更県級以上の人民代表大会は、一級下の人民代表大会の不適

し、または取り消す権限を有する。

市、市管轄区、郷、民族郷、鎮の人民代表大会の代表は、選大会の代表は、選挙母体の監督を受ける。区を設けていない第六一条(省、直轄市、県、区を設けている市の人民代表

更迭する権利を有する。の定める手続きにもとづいて、自己の選出した代表を随時にの定める手続きにもとづいて、自己の選出した代表を随時に地方各級の人民代表大会代表の選挙母体と選挙民は、法律

を報告する。

挙民の監督を受ける。

弗六二条 地方各級の人民委員会すなわち地方各級の人民

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

政府は、地方各級の国家行政機関である。

の人民代表大会の毎期の任期と同じである。

第六三条 地方各級の人民委員会の毎期の任期は、

同じ級

第六四条 地方各級の人民委員会は、法律の定める権限に地方各級の人民委員会の組織は法律で定める。

にが こ)及)目で丁女僕引)やごこ命かと執行上方。地方各級の人民委員会は、同じ級の人民代表大会の決議おもとづいて、その行政区域の行政活動を管理する。

地方各級の人民委員会は、法律の定める権限にもとづいて、よび上の級の国家行政機関の決定と命令を執行する。

第六五条 県級以上の人民委員会は、所属各活動部門およ決議と命令を発布する。

により、国家機関勤務員を任免する。び下の級の人民委員会の活動を指導し、法律の定めるところ

を変更し、または取り消す権限を有する。命令と指示および下の級の人民委員会の不適当な決議と命令な決議の執行を停止する権限を有し、所属各部門の不適当な決議の執行を停止する権限を有し、所属各部門の不適当な

会および一級上の国家行政機関に対し責任を負い、かつ活動第六六条(地方各級の人民委員会は、同じ級の人民代表大

とにある国家行政機関であり、いずれも国務院に服従する。全国の地方各級の人民委員会は、国務院の統一的指導のも

第五節 民族自治地方の自治機関

きる。 実行する民族の大多数の人民の意向に従って定めることがで実行する民族の大多数の人民の意向に従って定めることがで原則にもとづくべきであり、自治機関の形態は、区域自治を地方国家機関の組織に関して憲法第二章第四節が定める基本第六七条 自治区、自治州、自治県の自治機関の組織は、

代表をもつべきである。の自治機関のなかでは、関係各民族はいずれも適当な定数のの自治機関のなかでは、関係各民族はいずれも適当な定数の

法律の定める権限にもとづいて自治権を行使する。第七○条 自治区、自治州、自治県の自治機関は、憲法と二章第四節の定める地方国家機関の職権を行使する。第六九条 自治区、自治州、自治県の自治機関は、憲法第

にもとづいて、その地方の財政を管理する。自治区、自治州、自治県の自治機関は、法律の定める権限

定して、それを全国人民代表大会常務委員会に報告し承認を治、経済、文化の特色に照らして、自治条例と単行条例を制自治区、自治州、自治県の自治機関は、その地の民族の政

請求することができる。

もとづいて、その地方の公安部隊を組織する。

自治区、自治州、自治県の自治機関は、国家の軍事制度に

語・文字を使用する。 執行にあたって、当地の民族に通用する一種または数種の言執行にあたって、当地の民族に通用する一種または数種の言業七一条(自治区、自治州、自治県の自治機関は、職務の

のを援助すべきである。せて各少数民族が政治、経済、文化の建設事業を発展させるお県の自治機関が自治権を行使するのを十分に保障し、あわ治県の自治機関が自治権を行使するのを十分に保障し、あわ治県の各国家機関は、各自治区、自治州、自

第六節 人民法院および人民検察院

院、専門人民法院は裁判権を行使する。第七三条(中華人民共和国最高人民法院、地方各級人民法

の任期は四年とする。第七四条 最高人民法院院長および地方各級人民法院院長

人民法院の組織は法律で定める。

て人民陪審員制度を実行する、 第七五条 人民法院は事件を裁判する際、法律にもとづい

特別の場合を除き、一律に公開して行う。被告人は弁護を受第七六条 人民法院における事件の審理は、法律の定める

ける権利を有する。

を用いて訴訟を行う権利を有する。人民法院は、当地で通用第七七条(各民族の公民はすべて、その民族の言語・文字

に通訳すべきである。 する言語・文字に通じない当事者に対しては、 かれらのため

従する 第七八条 人民法院は独立して裁判を行い、法律にのみ服

第七九条 最高人民法院は最高裁判機関である。

判活動を監督する。 判活動を監督し、上の級の人民法院は下の級の人民法院の裁 最高人民法院は、 地方各級の人民法院と専門人民法院の裁

負い、かつ活動を報告し、全国人民代表大会の閉会中は、 告する。地方各級の人民法院は、その級の人民代表大会に対 国人民代表大会常務委員会に対し責任を負い、かつ活動を報 第八○条 最高人民法院は全国人民代表大会に対し責任を

し責任を負い、かつ活動を報告する。

を遵守しているか否かに対して、検察権を行使する。地方各 級の人民検察院と専門人民検察院は、法律の定める範囲にも の各部門、地方各級国家機関、国家機関勤務員、公民が法律 第八一条 中華人民共和国最高人民検察院は、国務院所属

導のもとで、活動を行う。 検察院の指導のもとで、かつまた一律に最高人民検察院の指 地方各級の人民検察院と専門人民検察院は、上の級の人民 最高人民検察院検察長の任期は四年とする。

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

とづいて検察権を行使する。

人民検察院の組織は法律で定める。

第八三条 地方各級の人民検察院は独立して職権を行使し、

地方国家機関の干渉を受けない。

を負い、かつ活動を報告し、全国人民代表大会の閉会中は、 第八四条 最高人民検察院は全国人民代表大会に対し責任

報告する。

全国人民代表大会常務委員会に対し責任を負い、

かつ活動を

第三章 公民の基本的な権利と義務

第八五条 中華人民共和国の公民は、 法律上で一 律に平等

である。

挙権を剥奪された者は除く。 度・財産状況・居住期間を問わず、すべて選挙権と被選挙権 民族・種族・性別・職業・社会的出身・宗教信仰・教育程 を有する。但し、 第八六条 中華人民共和国の年齢満一八歳以上の公民は、 精神病者および法律によって選挙権と被選

女性は、男性と平等の選挙権と被選挙権を有する。

結社、行進、示威の自由を有する。国家は必要な物質上の便 第八七条中華人民共和国の公民は、言論、 出版、

宜を供し、公民がこれらの自由を享受するのを保証する。 第八八条 中華人民共和国の公民は、宗教信仰の自由を有

承認を経るのでなければ逮捕されない。 い。いかなる公民も、人民法院の決定あるいは人民検察院の 第八九条 中華人民共和国の公民の人身の自由は侵されな

第九〇条 中華人民共和国の公民の住居は侵されず、 通信

秘密は法律の保護を受ける。

第九一条 中華人民共和国の公民は、労働の権利を有する。 中華人民共和国の公民は、居住と移転の自由を有する。

を享受するのを保証する。 拡大し、労働条件と賃金待遇を改善し、公民がこれらの権利 国家は、国民経済の計画的発展を通して、労働就業を逐次に

がこれらの権利を享受するのを保証する。 勤労者の休息と休養の物質的条件を逐次に拡充して、勤労者 第九二条 中華人民共和国の勤労者は、休息の権利を有す 国家は、労働者・職員の労働時間と休暇制度を規定し、

労働能力喪失の場合には、物質的援助を受ける権利を有する。 国家は社会保険、社会救済、公衆衛生の事業をおこし、かつ これらの施設を逐次に拡大して、勤労者がこれらの権利を享 第九三条 中華人民共和国の勤労者は、老齢、疾病または

有する。国家は、各種の学校およびその他の文化教育機関を 第九四条 中華人民共和国の公民は、教育を受ける権利を 受するのを保証する。

国家は、特に青年の体力と知力の発展に配慮する

第九五条 中華人民共和国は、公民が科学研究、文学・芸

設立しかつ逐次に拡大して、公民がこれらの権利を享受する

のを保証する。

術創作およびその他の文化活動を行う自由を保障する。国家 公民の創造的活動を奨励し援助する。 は、科学、教育、文学、芸術その他の文化事業にたずさわる

第九六条 中華人民共和国の女性は、 政治、経済、 文化、

する。婚姻、家庭、母親および児童は国家の保護を受ける。 社会、家庭における生活の各面で、男性と平等の権利を享有 第九七条 中華人民共和国の公民は、法に違反し職務を

権利を有する。 **員によって公民権を侵され損失を受けた者は、賠償を受ける** 怠ったいかなる国家機関勤務員に対しても、各級の国家機関 へ、書面または口頭で告発する権利を有する。 国家機関勤務

益を保護する。 第九八条 中華人民共和国は、 国外華僑の正当な権利と利

運動に参加し、科学活動を行ったことによって迫害を受けて いるいかなる外国人に対しても、居留の権利を与える。 第九九条 中華人民共和国は、正義の事業を擁護し、

和

第一〇〇条 中華人民共和国の公民は、憲法と法律を遵守 労働規律を遵守し、公共秩序を遵守し、社会公徳を尊重

しなければならない。

る。公共財産を愛護し保全することは、各公民の義務である。 第一〇一条 中華人民共和国の公共財産は神聖不可侵であ 第一〇二条 中華人民共和国の公民は、法律にしたがって

納税の義務を負う。

第一〇三条 祖国を防衛することは、中華人民共和国の各

公民の神聖な責務である。

法律にしたがって兵役に服することは、中華人民共和国の

公民の光栄ある義務である。

第四章 国旗、 国章、 首都

第一〇四条 中華人民共和国の国旗は五星紅旗である。

中華人民共和国の国章は、中央が五星の輝く

天安門で、その周囲は穀物の穂と歯車である。

第一〇五条

第一〇六条 中華人民共和国の首都は北京である。

中華人民共和国憲法

Ξ

一九七五年一月一七日、第四期全国人民代表大会第一回会

目次

議採択、公布。

序言

第一章

第一章 国家機構

第一節 全国人民代表大会

国務院

第三節 地方各級の人民代表大会および地方各級の革

命委員会

第四節

第五節

裁判機関および検察機関 民族自治地方の自治機関

第四章 第二章 公民の基本的な権利と義務 国旗、 国章、首都

序

雷

中華人民共和国の成立は、 中国人民が百余年の英雄的な奮

まったことを示している。社会主義革命とプレタリア階級独裁の新しい歴史的段階が始反動的支配をくつがえし、新民主主義の偉大な勝利をおさめ、反動的支配をくつがえし、新民主主義の偉大な勝利をおさめ、命戦争によって、帝国主義、封建主義および官僚資本主義の闘を経て、ついに中国共産党の統率的指導のもとで、人民革

化してきた。

○余年来、わが国の各民族人民は、中国共産党の統率的に、デレタリア階級独裁を打ち固め強会主義建設の偉大な勝利をおさめ、プロレタリア文化大革命お違のもとで、勝利の波に乗って前進し、社会主義革命と社

社会主義社会は、相当に長い歴史的段階である。この歴史とないでは、終始、階級矛盾および階級闘争が存在し、社会主義と活の危険性が存在し、帝国主義と社会帝国主義に存在し、社会主義と資本主義との二つの道の闘争が存在し、資本主義復活の危険性が存在し、帝国主義と社会帝国主義に存在し、社会主義社会は、相当に長い歴史的段階である。この歴史み解決することができる。

ン主義、毛沢東思想の指し示す道に沿って前進させなければを堅持し、我々の偉大な祖国を永遠にマルクス主義、レーニ本路線と政策を堅持し、プロレタリア階級独裁下の継続革命我々は、社会主義の全歴史的段階における中国共産党の基

大民に奉仕しなければならない。 我々は、労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした各民族人民の大団結を強固にし、革命的統一戦線を発展させな民族人民の大団結を強固にし、革命的統一戦線を発展させな民族人民の大団結を強固にし、革命的統一戦線を発展させな民族人民の大団結を強固にし、革命的統一戦線を発展させな民族人民の大団結を強固にし、革命的統一戦線を発展させな民族人民の大団結を強固にし、革命的統一戦線を発展させな民族人民に奉仕しなければならない。

し比較的に大きな貢献をする十分な確信をもっている。プロレタリア階級独裁の社会主義国家に建設して、人類に対外の敵に打ち勝ち、あらゆる困難を克服し、わが国を強大なわが国の人民は、中国共産党の統率的指導のもとで、国内

第一章

総綱

同盟を基礎とした、プロレタリア階級独裁の社会主義国家で第一条 中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労農

第二条 中国共産党は、全中国人民の指導的中核である。ある。

に対する指導を実現する。 労働者階級は、自己の前衛である中国共産党を通して、国家

導的思想の理論的基礎である。
マルクス主義、レーニン主義、毛沢東思想は、わが国の指

主体とする各級人民代表大会である。 人民が権力を行使する機関は、労働者・農民・兵士の代表を「第三条」中華人民共和国のすべての権力は人民に属する。

集中制を実行する。 各級人民代表大会およびその他の国家機関は、一律に民主

律の規定にしたがって随時罷免する権利を有する。る。選挙母体と選挙民は、自己の選出した代表を監督し、法各級人民代表大会の代表は、民主的協議によって選出され

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋)第四条 中華人民共和国は、統一された多民族の国家であ

民共和国の不可分の一部である。。民族の区域自治を実行している地方はいずれも、・

反対する。 各民族は一律に平等である。大民族主義と地方民族主義に

各民族はいずれも、自己の言語・文字を使用する自由を有

する。

と社会主義の勤労大衆集団所有制である。主に次の二種類である。すなわち、社会主義の全人民所有制

第五条 中華人民共和国の生産手段所有制は、

現段階では

認める。同時に、かれらが逐次に社会主義的集団化の道を歩囲内において、他人を搾取しない個人労働に従事することを農村人民公社の生産隊の統一的調整のもとで、法律の許す範国家は、農業以外の個人経営労働者が、市町の住民組織、

第六条 国営経済は、国民経済のなかの指導的な力である。むように導かなければならない。

地下資源、水域、国有の森林、未開墾地およびその他の資

源はすべて全人民所有に属する。

化を実行することができる。地およびその他の生産手段に対して収用、徴用あるいは国有地およびその他の生産手段に対して収用、徴用あるいは国有国家は、法律の定める条件にもとづいて、都市・農村の土

する公社、生産大隊、生産隊の三級所有制を実行する。 を基礎とする三級所有制、 現段階の農村人民公社の集団所有制経済は、一般に生産隊 すなわち生産隊を基本採算単位と

とができ、牧畜地の公社員は少量の自留家畜をもつことがで 件のもとで、人民公社員は少量の自留地と家庭副業を営むこ 人民公社の集団経済の発展とその絶対的優位を保障する条

きる

力に応じて働き、労働に応じて分配する」という社会主義原 る手段であれ、社会主義経済と公共の利益の破壊を禁止する。 主義経済の強化と発展を保障し、いかなる人による、いかな 第八条 第九条 国家は、「働かざる者は食うべからず」「各人は能 社会主義の公共財産は不可侵である。国家は社会

段の所有権を保護する。 国家は、公民の勤労収入、 貯蓄、家屋および各種の生活手 則を実行する。

生活を逐次に改善し、 的生産の絶えざる向上を基礎として、人民の物質生活と文化 揮し、社会主義経済の計画的・比例的な発展を促進し、 として工業を導きとし中央と地方の両方の積極性を十分に発 促し、戦争への備えを促すという方針を実行し、農業を基礎 一○条 国家は、革命に力を入れ、 国家機関とその勤務員は、マルクス主義、 国家の独立と安全を強固にする。 生産を促し、 仕事を 社会

> ならない。その指導機構はすべて、 幹部はすべて、集団的生産労働に参加しなければならない。 政治による統率を堅持し、官僚主義に反対し、 ニン主義、毛沢東思想を真剣に学習し、 結びつき、誠心誠意人民に奉仕しなければならない。各級の 国家機関はすべて、精鋭・簡素化の原則を実行しなければ 老年・中年・青年の三結 プロレタリア階級 大衆と密接に

合を実行しなければならない。

とし、生きいき、活発でもあるという政治局面をつくり出し することを保障し、集中もあれば民主もあり、 行い、大字報を張ることは、人民大衆が創造した社会主義革 民・兵士に奉仕し、生産労働と結びつかなければならない。 はいずれも、 ければならない。文化教育・文学芸術・体育衛生・科学研究 造において、ブルジョア階級に対して全面的独裁を実行しな 自由もあり、意志の統一もあれば、個人の気持ちがのびのび 命の新しい形式である。国家は、人民大衆がこの形式を運用 第一二条 第一三条 大いに意見を述べ、大胆に議論をし、大弁論を 国家に対する中国共産党の統率的指導を強固にし、プロ プロレタリア階級は、各文化領域を含む上 プロレタリア階級の政治に奉仕し、労働者・農 規律もあれば

と反革命の活動を鎮圧し、一切の売国奴と反革命分子を処罰 四条 国家は社会主義制度を防衛し、 切の国 レタリア階級独裁を強固にするのに役立たせる。

レー

する。

公民となるように、労働を通して改造する。に生活上の活路を与えて、かれらが法を守り自力で生活する資本家およびその他の悪質分子の政治的権利を剥奪し、同時国家は、法律にもとづいて、一定期間、地主、富農、反動

るとともに生産隊でもある。
中国人民解放軍は永遠に戦闘隊であり、同時に工作隊であ中国共産党中央委員会主席は全国の武装力を統率する。
中国共産党中央委員会主席は全国の武装力を統率する。
第一五条 中国人民解放軍と民兵は、中国共産党が指導す

きる。

略を防御することである。し、帝国主義、社会帝国主義およびその手先による転覆と侵人、帝国主義、社会帝国主義およびその手先による転覆と侵義建設の成果を防衛し、国家の主権・領土保全・安全を防衛・中華人民共和国の武装力の任務は、社会主義革命と社会主

第二章 国家機構

第一節 全国人民代表大会

全国人民代表大会は、省、自治区、直轄市および人民解放高国家権力機関である。

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋)

下では、任期を延長することができる。 全国人民代表大会の毎期の任期は五年とする。特殊な状況于名の愛国的人士を特に招請して、参加させることができる。軍の選出する代表によって構成される。必要な場合には、若

合には、それを繰り上げ、もしくは繰り延べて開くことがで全国人民代表大会の会議は、毎年一回開かれる。必要な場

家の予算・決算の承認、および全国人民代表大会が自ら行使づく国務院総理と国務院構成人員の任免、国民経済計画と国法の改正、法律の制定、中国共産党中央委員会の提議にもと

第一七条 全国人民代表大会の職権は次の通りである。憲

すべきものと認めるその他の職権。

第一八条 全国人民代表大会によって選挙また、会の常設機関である。その職権は次の通りである。全国人民代表大会の会議の召集、法律の解釈、法令の制定、海外駐民代表大会の会議の召集、法律の解釈、法令の制定、海外駐全権代表の派遣と召還、外国使節の接受、外国と締結した条約の批准と廃棄、全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表、全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表、第一八条 全国人民代表

国務院

かつ活動を報告する。 全国人民代表大会とその常務委員会に対し責任を負い、 国務院はすなわち中央人民政府である。国務院

等の人員で構成される。 国務院は、総理、副総理若干名、 各部部長、各委員会主任

承認を受ける。

導、国民経済計画と国家予算の制定・執行、国家行政事務の 各委員会・全国の地方各級国家機関の活動に対する統一的指 法令にもとづく行政措置の制定、決議と命令の公布、各部・ 第二〇条 国務院の職権は次の通りである。憲法・法律

管理、および全国人民代表大会とその常務委員会が授けるそ

第三節 地方各級の人民代表大会および地方各級の革命

である 第二一条 地方各級の人民代表大会は地方の国家権力機関

人民公社、鎮の人民代表大会の毎期の任期は二年とする。 省、直轄市の人民代表大会の毎期の任期は五年とする。 県の人民代表大会の毎期の任期は三年とする。農村 地

X

選挙または罷免され、上級の国家機関に報告してその審査 人で構成され、同じ級の人民代表大会人民代表大会によって 会の常設機関であり、同時に地方各級の人民政府である。 地方各級の革命委員会は、主任、副主任若干人、委員若干 地方各級の革命委員会は地方各級の人民代表大

的秩序を維持し、公民の権利を保障する。 し、地方の国民経済計画と予算・決算を審査・承認し、革命 の執行を保証し、地方の社会主義革命と社会主義建設を指導 地方各級の革命委員会は、その地区内において、法律・法令 と一級上の国家機関に対し責任を負い、 地方各級の革命委員会はいずれも、同じ級の人民代表大会 第二三条 地方各級の人民代表大会およびそれが選出した かつ活動を報告する。

第四節

民族自治地方の自治機関

がって自治権を行使することができる。 方であり、その自治機関は人民代表大会と革命委員会である。 方国家機関の職権を行使するほか、法律が定める権限にした 民族自治地方の自治機関は、憲法第二章第三節が定める地 第二四条 自治区、自治州、自治県はいずれも民族自治地

上級の各国家機関は、各民族自治地方の自治機関が自治権

社会主義建設を遂行するのを積極的に支持すべきである。を行使するのを十分に保証し、各少数民族が社会主義革命と

第五節 裁判機関および検察機関

人民法院は裁判権を行使する。各級の人民法院は同じ級の人第二五条 最高人民法院、地方各級の人民法院および専門

告する。各級の人民法院院長は、同じ級の人民代表大会の常民代表大会とその常設機関に対し責任を負い、かつ活動を報

設機関によって任免される。

ない。重大な反革命刑事事件に対しては、大衆を動員して討検察と事件審理はすべて、大衆路線を実行しなければなら検察機関の職権は、各級の公安機関によって行使される。

論と批判を行わなければならない。

第三章 公民の基本的な権利と義務

と法律に服従することである。 導を擁護し、社会主義制度を擁護し、中華人民共和国の憲法

公民の基本的な権利と義務は、中国共産党の指

務である。法律にしたがって兵役に服することは、公民の光祖国を防衛し、侵略に抵抗することは、各公民の崇高な責

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋)

栄ある義務である。

を有する。法律により選挙権と被選挙権を剥奪された者は除第二七条 満一八歳以上の公民はすべて選挙権と被選挙権られる事系でする。

場合には、物質的援助を受ける権利を有する。労者は休息の権利を有し、老齢、疾病または労働能力喪失の

公民は労働の権利を有し、教育を受ける権利を有する。

権利を有し、いかなる人も難くせをつけたり、妨害したり、に対しても、各級の国家機関へ、書面または口頭で告発する公民は、法に違反し職務を怠ったいかなる国家機関勤務員

報復したりしてはならない。

婚姻、家庭、母親、児童は、国家の保護を受ける。女性は、各方面において、男性と平等の権利を享有する。

国家は、国外華僑の正当な権利と利益を保護する

されない。 人民法院の決定あるいは公安機関の承認を経なければ、逮捕

公民の人身の自由と住居は侵されない。いかなる公民も、

運動に参加し、科学活動を行ったことによって迫害を受けて第二九条(中華人民共和国は、正義の事業を擁護し、革命

三四九

いるいかなる外国人に対しても、居留の権利を与える。

第四章 国旗、国章、首都

第三〇条 国旗は五星紅旗である。

国章は、中央が五星の輝く天安門で、その周囲は穀物の穂

首都は北京である。

と歯車である。

四 中華人民共和国憲法

一九七八年三月五日、第五期全国人民代表大会第一回会議

目次

採択、公布

序言

第一章 総綱

第二章 国家機構

第一節 全国人民代表大会

第二節 国務院

命委員会 第三節 地方各級の人民代表大会および地方各級の革

第五節 人民法院および人民検察院第四節 民族自治地方の自治機関

第四章 国旗、国章、首都第三章 公民の基本的な権利と義務

序言

主義革命の徹底的な勝利をおさめて、一九四九年に中華人民主義および官僚資本主義の反動的支配をくつがえし、新民主率的指導のもとで、人民革命戦争によって、帝国主義、封建指導者で教師である毛沢東主席を先頭とする中国共産党の統指導の人民は、百余年の英雄的な奮闘を経て、ついに偉大な中国人民は、百余年の英雄的な奮闘を経て、ついに偉大な

共和国を樹立した。

建設の偉大な勝利をおさめた。わが国のプロレタリア階級独て、プレタリア文化大革命を経て、社会主義革命と社会主義線を貫徹・執行し、国内外の敵に反対する度重なる闘争を経軍事・外交の各戦線において、毛主席のプロレタリア革命路指導のもとで、わが国の各民族人民は、政治・経済・文化・指導のもとで、わが国の成立は、わが国の社会主義の歴史的段階中華人民共和国の成立は、わが国の社会主義の歴史的段階

繁栄し盛んな社会主義国家になっている。 裁は打ち固められ、強化された。わが国はすでに、初歩的に

プロレタリア革命事業を最後まで遂行する上での根本的保証守りぬくことは、わが国の各民族人民が団結してたたかい、ニン主義、毛沢東思想の導きのもとでおさめられたものである。毛主席の偉大な旗じるしを永遠に高く掲げ、それを断固る。毛沢東主席は、中華人民共和国の創設者である。わが国の毛沢東主席は、中華人民共和国の創設者である。わが国の

である。

にわが国を農業・工業・国防および科学技術の現代化した偉生産闘争および科学実験の三大革命運動を展開し、今世紀中は、プレタリア階級独裁下の継続革命を堅持し、階級闘争、基本路線にもとづく、新たな時期における全国人民の総任務期に入った。社会主義の全歴史的段階における中国共産党の期に入った。社会主義革命と社会主義建設は新たな発展の時常一次プレタリア文化大革命が勝利のうちに終結したこと第一次プレタリア文化大革命が勝利のうちに終結したこと

を整えなければならない。 主義と帝国主義のわが国に対する転覆、侵略に対処する準備し、修正主義に反対し、資本主義の復活を防止し、社会帝国と、修正主義に反対し、資本主義の復活を防止し、社会帝国を堅持し、資本主義の道に対するプロレタリア階級の闘争我々は、ブルジョア階級に対するプロレタリア階級の闘争

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

大な社会主義強国に建設することである。

我々は、労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした、我々は、労働者階級の指導する、労農同盟を基礎とした、でなければならない。全国の人民内部の矛盾を正しく区別し処理しなければならない。全国の人民のなかで、集中もあれば民主なければならない。全国の人民のなかで、集中もあれば民主なければならない。全国の人民のなかで、集中もあれば民主なければならない。全国の人民のなかで、集中もあれば民主なければならない。全国の人民のなかで、集中もあれば民主なければならない。全国の人民のなかで、集中もあれば民主なければならない。全国の人民のなかで、集中もあれば民主なければならない。全国の上、プロレタリア階級独裁をさらない。強国にし、我々の国家を比較的に速く建設することに役立に強固にし、我々の国家を比較的に速く建設することに役立に強固にし、我々の国家を比較的に速く建設することに役立に対している。

不可侵・相互内政不干渉・平等互恵・平和共存の五原則の基国際関係では、我々は、主権と領土保全の相互尊重・相互放し、祖国統一の大業を完成しなければならない。台湾は、中国の神聖な領土である。我々は、必ず台湾を解

歩と解放の事業のために奮闘しなければならない。国の覇権主義に反対し、新たな世界戦争に反対し、人類の進国家と連合して、最も広範な国際的統一戦線を結成し、超大による侵略・転覆・干渉・支配・侮辱を受けているすべての

第一章 総綱

ある。 同盟を基礎とした、プロレタリア階級独裁の社会主義国家で同盟を基礎とした、プロレタリア階級独裁の社会主義国家で第一条 中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労農

に対する指導を実現する。 労働者階級は、自己の前衛である中国共産党を通して、国家

中国共産党は、

全中国人民の指導的中核である。

主義、毛沢東思想である。 中華人民共和国の指導的思想は、マルクス主義、レーニン

地方各級人民代表大会である。 人民が国家権力を行使する機関は、全国人民代表大会および、第三条 中華人民共和国のすべての権力は人民に属する。

国家機関は、一律に民主集中制を実行する。 全国人民代表大会、地方各級人民代表大会およびその他の

第四条 中華人民共和国は、統一された多民族の国家であ

る。

る。 を関する行為を禁止し、大民族主義と地方民族主義に反対すいかなる民族に対する差別と抑圧も禁止し、各民族の団結をいいかなる民族に対する差別と抑圧も禁止し、各民族の団結を結し、相互に助け合い、相互に学び合わなければならない。

自由を有し、自己の風俗・習慣を保持しまたは改革する自由各民族はいずれも、自己の言語・文字を使用し発展させる

を有する。

る。の自治地方はいずれも、中華人民共和国の不可分の一部であの自治地方はいずれも、中華人民共和国の不可分の一部である。

と社会主義の勤労大衆集団所有制である。主に次の二種類である。すなわち、社会主義の全人民所有制主に次の二種類である。すなわち、社会主義の全人民所有制は、現段階では

の道を歩むように導く。
の道を歩むように導く。
の前す範囲内において、他人を搾取しない個人労働に従事するいは農村の基層組織の統一的な調整と管理のもとで、法律るいは農村の基層組織の統一的な調整と管理のもとで、法律

民経済のなかの指導的な力である。

第六条 国営経済すなわち社会主義の全人民所有制は、

E

地下資源、水域、国有の森林、未開墾地およびその他の海

陸の資源はすべて全人民所有に属する。

徴用あるいは国有化を実行することができる |家は、法律の定める条件にもとづいて、土地に対して収

第七条

る公社、生産大隊、生産隊の三級所有制を実行する。条件の 所有制であり、現在では一般に、生産隊を基本採算単位とす ができる。 熟した生産大隊では、基本採算単位を大隊に移行させること 農村人民公社の経済は、社会主義の勤労大衆集団

畜地ではまた少量の自留家畜をもつことができる。 人民公社員は少量の自留地と家庭副業を営むことができ、牧 人民公社の集団経済の絶対的優位を保障する条件のもとで、 社

経済の強化と発展を保障する。 会主義の全人民所有制経済と社会主義の勤労大衆集団所有制 社会主義の公共財産は不可侵である。国家は、

済秩序の撹乱、国家経済計画の破壊、国家と集団の財産の横 領と浪費、公共利益の侵害を禁止する。 国家は、いかなる人による、いかなる手段であれ、社会経

の他の生活手段の所有権を保護する 第九条 国家は、公民の合法的収入、貯蓄、家屋およびそ

能力に応じて働き、 則を実行する。 国家は、「働かざる者は食うべからず」「各人は 労働に応じて分配する」という社会主義

> 階級の政治による統率の前提のもとで、精神的奨励と物質的 ある。国家は、社会主義的労働競争を提唱し、プロレタリア 労働は、労働能力を有するすべての公民の光栄ある責務で

済を発展させ、社会的生産力をたえず高めて、国家の独立と 総路線を堅持し、計画的に、比例に応じて、高速度に国民経 指し、多く・速く・りっぱに・むだなく社会主義を建設する 労働における公民の社会主義的な積極性と創造性を奨励する。 奨励を結びつけ、かつ精神的奨励を主とする方針を実行し、 第一一条 国家は、大いに意気込み、つねに高い目標を目

きとする方針、中央の統一的指導のもとで中央と地方の両方 安全を強固にし、人民の物質生活と文化生活を逐次改善する。 国家は、国民経済を発展させるなかで、独立自主、 刻苦奮闘、勤倹建国の方針、農業を基礎として工業を導 自力更

害を防止する。 国家は、環境と天然資源を保護し、汚染およびその他の公 の積極性を十分に発揮する方針を堅持する。

学習と独創の相互結合を実行しなければならない。 学研究を強化し、技術革新と技術革命を展開し、 科学技術活動は、専門的人材の隊列と広範な大衆の相互結合。 あらゆる部門において可能なかぎり先進的技術をとりいれる。 第一二条 国家は、大いに科学事業の発展に力をいれ、科 国民経済の

国家は、大いに教育事業の発展に力をいれ、 全

覚をもち文化的な勤労者に育てなければならない。徳育、知育、体育のいずれの面でも発展させ、社会主義的自級の政治に奉仕し、生産労働と結びつき、教育を受ける者を国の人民の文化科学水準を高める。教育は、プロレタリア階

義に奉仕しなければならない。文化事業はいずれも、労働者・農民・兵士に奉仕し、社会主、化事業はいずれも、労働者・農民・兵士に奉仕し、社会主義、レーニン主義、毛沢東思想の指導的地位を堅持する。各第一四条 国家は、思想文化の各領域におけるマルクス主

国家は、「百花斉放、百家争鳴」の方針を実行し、芸術の 原則を実行しなければならない。

を正確に執行し、事実のなかに真理を求めなければならず、監督を受けいれ、憲法と法律を模範的に遵守し、国家の政策務の研鑽に努め、集団的生産労働に積極的に参加し、大衆の義、毛沢東思想を真剣に学習し、誠心誠意人民に奉仕し、業第一六条 国家機関勤務員は、マルクス主義、レーニン主

てはならない。 虚偽・欺瞞を弄したり、職権を利用して私利をはかったりし

機関とその勤務員を監督することを保障する。が国家の管理、各経済事業と文化事業の管理に参加し、国家第一七条(国家は、社会主義的民主の原則を堅持し、人民

第一八条 国家は社会主義制度を防衛し、一切の国家反逆第一八条 国家は社会主義制度を防衛し、一切の国家反連命の活動を鎮圧し、一切の売国奴と反革命の活動を鎮圧し、一切の売国奴と反革命分子を処罰する。と、新生のブルジョア分子とその他の悪質分子を処罰する。と、新生のブルジョア分子とその他の悪質分子を処罰する。

兵建設を強化し、野戦軍・地方軍・民兵の三結合の武装力体大いに中国人民解放軍の革命化・現代化の建設を強化し、民子弟兵であり、プロレタリア階級独裁の柱石である。国家は、中国人民解放軍は、中国共産党が指導する労働者・農民の員会主席によって統率される。

第一九条 中華人民共和国の武装力は、

中国共産党中央委

社会帝国主義、帝国主義およびその手先による転覆と侵略を会主義建設を防衛し、国家の主権・領土保全・安全を防衛し、中華人民共和国の武装力の根本任務は、社会主義革命と社

制を実行する。

国家機構

第一節 全国人民代表大会

民代表大会と人民解放軍の選出する代表によって構成される。 全国人民代表大会は、最高国家権力機関である。 全国人民代表大会は、省、自治区、直轄市の人

ある。 代表は、民主的協議を経て、無記名投票で選挙されるべきで

下では、全国人民代表大会の任期を延長し、あるいは次期の 全国人民代表大会を繰り上げて開くことができる。 全国人民代表大会の毎期の任期は五年とする。特殊な状況

合には、それを繰り上げ、もしくは繰り延べて開くことがで 全国人民代表大会の会議は、毎年一回開かれる。必要な場

きる。

第二二条 全国人民代表大会は、以下の職権を行使する。 憲法の改正

- 法律の制定
- 憲法と法律の実施の監督
- 中国共産党中央委員会の提議にもとづく国務院総理の

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

(5)国務院総理の提議にもとづく国務院のその他の構成員

の人選の決定

最高人民法院院長と最高人民検察院検察長の選挙

(9) (8) (7) (6) 国民経済計画、 国家の予算・決算の審査と承認

省、自治区、 直轄市の区画制定の承認

(10)全国人民代表大会が自ら行使すべきものと認めるその 戦争と平和の問題の決定

他の職権

法院院長および最高人民検察院検察長を罷免する権限を有す 第二三条 全国人民代表大会は、国務院構成員、 最高人民

る。

大会の常設機関であり、全国人民代表大会に対して責任を負 第二四条 全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表

全国人民代表大会常務委員会は、以下の人員で構成される。 かつ活動を報告する。

委員長 副委員長若干名

委員若干名

秘書長

員を選挙し、かつ罷免する権限を有する。 全国人民代表大会は、全国人民代表大会常務委員会の構成

三 五 五

とづいて法律と法令を公布し、海外駐在全権代表を派遣また

は召還し、外国と締結した条約を批准し、国家の栄誉称号を

行使する。 第二五条 全国人民代表大会常務委員会は、以下の職権を

(1) 全国人民代表大会の選挙の主宰

授与する。

- (2) 全国人民代表大会の会議の召集
- (3) 憲法と法律の解釈、法令の制定
- (5) 省、自治区、直轄市の国家権力機関の不適当な決議の監督

国務院、最高人民法院および最高人民検察院の活動の

う 、目を記り制引の様としいこれが、というでは、名・日本記の間の関会中、国務院総理の提議にもと変更または取消で 名・日本記の間の関会中、国務院総理の提議にもと変更または取消

- 7) 最高人民去院副院長上最高人民倹察院副倹察長の壬充づく、国務院の個別の構成員の任免の決定
- (8) 海外駐在全権代表の任免の決定 最高人民法院副院長と最高人民検察院副検察長の任免
- 9 外国と締結した条約の批准と廃棄の決定
- 回 国家の栄誉称号の規定および授与の決定

特赦の決定

- 受けた場合の、戦争状態の宣布の決定(以)全国人民代表大会の閉会中、国家が武力による侵犯を
- (3) 全国人民代表大会が授けるその他の職権

人民代表大会または全国人民代表大会常務委員会の決定にも大会常務委員会の活動を主宰し、外国の使節を接受し、全国、第二六条(全国人民代表大会常務委員長は、全国人民代表

佐し、委員長の一部の職権を代行できる。全国人民代表大会常務委員会副委員長は、委員長の活動を

第二七条(全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員補佐し、委員長の一部の職権を代行できる。

て回答しなければならない。質問を行う権利を有する。質問を受けた機関は、責任をもっ法院、最高人民検察院および国務院各部、各委員会に対し、法院、最高人民検察院および国務院各部、各委員会に対し、

の選出した代表を随時に更迭する権利を有する。受ける。選挙母体は、法律の定める手続きにしたがって、そ等二九条(全国人民代表大会の代表は、選挙母体の監督を

第二節 国務院

機関の執行機関であり、最高国家行政機関である。 第三○条 国務院すなわち中央人民政府は、最高国家権力

報告する。全国人民代表大会の閉会中は、全国人民代表大会国務院は全国人民代表大会に対し責任を負い、かつ活動を

常務委員会に対し責任を負い、かつ活動を報告する。 第三一条 国務院は、以下の人員で構成される。

副総理若干名

各部部長 各委員会主任

総理は国務院の活動を主宰し、副総理は総理の活動を補佐

する。

第三二条 国務院は、以下の職権を行使する。

の審査 決議と命令の発布、かつこれらの決議と命令の実施状況 憲法、法律および法令にもとづく行政上の措置の規定、

(2)の議案の提出 全国人民代表大会または全国人民代表大会常務委員会

(3)各部、各委員会およびその他の所属機構の活動の統

(6) (5) 国民経済計画と国家予算の作成、 国家の利益の保護、社会秩序の維持、公民の権利の保 執行

全国の地方各級の国家行政機関の活動の統一的指導

- (7) 自治州、 自治県、 市の区画制定の承認
- 法律の定めるところによる行政職員の任免

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

(9) けるその他の職権 全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員会が授

地方各級の人民代表大会および地方各級の革命

委員会

分される。 第三三条 中華人民共和国の行政区域は、以下のように区

(2) (1) 全国を省、自治区、直轄市に分ける。

県、自治県を人民公社、鎮に分ける。 省、自治区を自治州、県、自治県、市に分ける。

自治県、市に分ける。 (3) 直轄市、比較的に大きな市を区、県に分ける。自治州を県、

は、人民代表大会と革命委員会を設ける。 第三四条 省、直轄市、県、市、市管轄区、 人民公社、鎮

自治区、自治州、自治県はいずれも民族自治地方である。

あり、また集団経済の指導機構である。 省革命委員会は、その出先機構として、地区ごとに行政公 人民公社の人民代表大会と革命委員会は基層の政権組織で

署を設けることができる。

第三五条 自治区、自治州、自治県は自治機関を設ける。 地方各級の人民代表大会はいずれも、 地方の国

れる。 によって、民主的協議を経て、無記名投票で直接に選挙さ市、市管轄区、人民公社、鎮の人民代表大会の代表は、選挙市、市管轄区、人民公社、鎮の人民代表大会の代表は、選挙的協議を経て、無記名投票で選挙される。区を設けている市の人民代表大会によって、民主家権力機関である。省、直轄市、県、区を設けている市の人

民公社、鎮の人民代表大会の毎期の任期は二年とする。市、市管轄区の人民代表大会の毎期の任期は三年とする。人省、直轄市の人民代表大会の毎期の任期は五年とする。県、

地方各級の人民代表大会の代表の選挙母体と選挙民は、自かれ、同じ級の革命委員会によって召集される。地方各級の人民代表大会の会議は毎年、少なくとも一回開

更迭する権利を有する。 己の選出した代表を監督し、法律の定めるところにより随時

少数民族の平等の権利を保障し、社会主義革命と社会主義建共財産を保護し、社会秩序を維持し、公民の権利を保障し、公・の執行を保証し、地方の経済計画と予算・決算を審査、承認し、公を企画し、地方の経済計画と予算・決算を審査、承認し、公・の執行を保証し、地方の経済建設、文化建設および公共事業おいて、憲法、法律、法令の遵守と執行を保証し、国家計画おいて、憲法、法律、法令の遵守と執行を保証し、国家計画第三六条 地方各級の人民代表大会は、その行政区域内に

設の発展を促進する。

「方各級の人民代表大会は、法律の定める権限にもとづい

て決議を採択し発布することができる。

し、かつ罷免する権限を有する。表大会は、同じ級の人民法院院長と人民検察院検察長を選挙を選挙し、かつ罷免する権限を有する。県と県以上の人民代地方各級の人民代表大会は、同じ級の革命委員会の構成員

回答しなければならない。問を行う権利を有する。質問を受けた機関は、責任をもって問を行う権利を有する。質問を受けた機関は、責任をもって人民法院、人民検察院および革命委員会所属機関に対し、質地方各級の人民代表大会の代表は、同じ級の革命委員会、

級の国家行政機関である。政府は、地方各級の人民代表大会の執行機関であり、地方各政府は、地方各級の革命委員会すなわち地方各級の人民

議と命令を発布する。県と県以上の革命委員会は、法律の定区域の行政活動を管理し、法律の定める権限にもとづいて決よび上の級の国家行政機関の決議と命令を執行し、その行政よび上の級の革命委員会は、同じ級の人民代表大会の決議おによって構成される。

し、国務院の統一的指導を受ける。一級上の国家行政機関に対して責任を負い、かつ活動を報告地方各級の革命員会はいずれも、同じ級の人民代表大会と

めるところにより、国家機関勤務員を任免する

第四節 民族自治地方の自治機関

表大会と革命委員会である。 第三八条 自治区、自治州、自治県の自治機関は、人民代

係ある各民族はいずれも、適当な定数の代表をもつべきであ多民族が居住する民族自治地方の自治機関においては、関地方国家機関の組織に関する基本原則にもとづくべきである。職権および出先機構の設置等は、憲法第二章第三節の定める民族自治地方の人民代表大会と革命委員会の選出、任期、

づいて自治権を行使する。 国家機関の職権を行使するほかに、法律の定める権限にもと 第三九条 民族自治地方の自治機関は、憲法の定める地方 る

人民代表大会常務委員会に報告して承認を求めることができ文化の特色に照らして、自治条例と単行条例を制定し、全国民族自治地方の自治機関は、その地の民族の政治、経済、

と必要を十分に考慮し、大いに各少数民族の幹部の養成に力関が自治権を行使するのを十分に保障し、各少数民族の特色第四〇条 上級の各国家機関は、各民族自治地方の自治機の民族で通用する一種または数種の言語・文字を使用する。民族自治地方の自治機関は、職務の執行にあたって、当地

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋)

社会主義の経済と文化を発展させるのを、積極的に支持し援をいれ、各少数民族が社会主義革命と社会主義建設を遂行し、

助すべきである。

第五節 人民法院および人民検察院

人民去完こおする事牛の奪聖は、去聿の定めるところこよめる。 人民法院は、裁判権を行使する。人民法院の組織は法律で定人民法院は、裁判権を行使する。人民法院の組織は法律で定

意見を提出させる。事件と刑事事件に対しては、大衆を動員して討論し、処理のり、大衆の代表による陪審の制度を実行する。重大な反革命り、大衆の代表による陪審の制度を実行する。重大な反革命人民法院における事件の審理は、法律の定めるところによ

有する。 を除き、一律に公開して行う。被告人は弁護を受ける権利をを除き、一律に公開して行う。被告人は弁護を受ける権利を場合を決める特別の場合

判活動を監督する。判活動を監督し、上の級の人民法院は下の級の人民法院の裁制活動を監督し、上の級の人民法院は下の級の人民法院の裁最高人民法院は、地方各級の人民法院と専門人民法院の裁第四二条 最高人民法院は最高裁判機関である。

務委員会に対し責任を負い、かつ活動を報告する。地方各級最高人民法院は、全国人民代表大会と全国人民代表大会常

つ活動を報告する。の人民代表大会に対し責任を負い、かの人民法院は、同じ級の人民代表大会に対し責任を負い、か

第四三条 最高人民検察院は、国務院所属の各部門、地方 等四三条 最高人民検察院は、国務院所属の各部門、地方 等院の検察活動を監督し、上の級の人民検察院と専門人民検察院の検察活動を監督し、地方各級の人民検察院と専門人民検察院は、法律の定める範囲において、検察権を行使する。地方各級最高人民検察院は、地方各級の国家機関、国家機関勤務員および公民が憲法と法律を 最高人民検察院は、国務院所属の各部門、地方 第四三条 最高人民検察院は、国務院所属の各部門、地方

かつ活動を報告する。 総の人民検察院は、同じ級の人民代表大会に対し責任を負い、常務委員会に対し責任を負い、かつ活動を報告する。地方各量高人民検察院は、全国人民代表大会と全国人民代表大会

証する。

第三章 公民の基本的な権利と義務

権を有する。法律により選挙権と被選挙権を剥奪された者は「第四四条「満一八歳以上の公民は、すべて選挙権と被選挙

示威、ストライキの自由を有し、"大いに意見を述べ、大胆(第四五条)公民は言論、通信、出版、集会、結社、行進、

国家は、

革命的傷痍軍人、革命烈士の遺族の生活に配慮し、

権利を有する。 に議論をし、大弁論を行い、大字報を張る〟ことを運用する

無神論を宣伝する自由を有する。 第四六条 公民は、宗教を信仰する自由と宗教を信仰せず

かつ公安機関が執行するのでなければ逮捕されない。る公民も、人民法院の決定あるいは人民検察院の承認を経て、第四七条 公民の人身の自由と住居は侵されない。いかな

的福祉を拡大し、そうして公民がこの権利を享受するのを保として逐次に労働報酬を引き上げ、労働保護を強化し、集団慮の原則にもとづいて、就労の世話をし、生産の発展を土台第四八条(公民は労働の権利を有する。国家は、全般的配

する。
大に拡充し、そうして勤労者がこの権利を享受するのを保証別と休暇制度を定め、勤労者の休息と休養の物質的条件を逐間と休暇制度を定め、勤労者は休息の権利を有する。国家は、労働時第四九条。勤労者は休息の権利を有する。国家は、労働時

する。 第五○条 勤労者は、老齢、疾病または労働能力喪失の場策五○条 勤労者は、老齢、疾病または労働能力喪失の場所を受ける権利を有する。国家は、社会保険には、物質的援助を受ける権利を有する。国家は、社会保

第五一条

公民は、教育を受ける権利を有する。国家は、

各種の類型の学校およびその他の文化教育施設を逐次に増加 を保証する 教育を普及させ、そうして公民がこの権利を享受するの

国家は、青少年の健康な成長に特別に配慮する。

第五二条 公民は、科学研究、文学・芸術創作およびその

学、芸術、報道、出版、衛生、体育等の文化事業にたずさわ 他の文化活動を行う自由を有する。国家は、科学、教育、文

る公民の創造的活動を奨励し援助する。

労働同一報酬である。男女の婚姻は自主的になされる。婚姻、 る生活の各面で、男性と平等の権利を享有する。男女は同一 第五三条 女性は、政治、経済、文化、社会、家庭におけ

家庭、母親および児童は、国家の保護を受ける。 国家は、計画出産を提唱し推進する。

第五四条 国家は、華僑と国内に居住する華僑家族の正当

な権利と利益を保護する。

発と申立に対して、何人も、抑圧または報復を加えてはなら き、各級の国家機関に申立をする権利を有する。これらの告 機関に告発する権利を有する。公民は、権利が侵害されたと 機関および企業・事業単位の勤務員に対しても、各級の国家 第五五条 公民は、法に違反し職務を怠ったいかなる国家

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

制度を擁護し、祖国の統一と各民族の団結を維持し、憲法と 第五六条 公民は、中国共産党の指導を擁護し、社会主義

法律を遵守しなければならない。 第五七条 公民は、公共財産を愛護・保護し、労働規律を

遵守し、社会公徳を尊重し、国家機密を守らなければならな

第五八条 祖国を防衛し、侵略に抵抗することは、各公民

の崇高な責務である。

公民の光栄ある義務である。 法律にしたがって兵役に服し、 民兵組織に参加することは、

運動に参加し、科学活動を行ったことによって迫害を受けて いるいかなる外国人に対しても、居留の権利を与える。 第五九条 中華人民共和国は、正義の事業を擁護し、

第四章 国旗、 国章、 首都

の周囲は穀物の穂と歯車である。 中華人民共和国の首都は北京である。 中華人民共和国の国章は、中央が五星の輝く天安門で、そ 第六〇条 中華人民共和国の国旗は五星紅旗である。

五 一九八二年憲法

採択。九九年三月一五日、第九期全国人民代表大会第二回会 期全国人民代表大会第一回会議、憲法改正案採択。九三年三 議採択、同日、公告・公布・施行。八八年四月一二日、第七 月二九日、第八期全国人民代表大会第一回会議、憲法改正案 一九八二年一二月四日、第五期全国人民代表大会第五回会 憲法改正案採択

目次

序言

第一章 総綱

第二章 公民の基本的な権利と義務

国家機構

第一節 第二節 中華人民共和国主席 全国人民代表大会

第三節 国務院

第四節 中央軍事委員会

第五節 地方各級の人民代表大会および地方各級の

八民政府

第四章 第七節 国旗、 人民法院および人民検察院 国章、首都

民族自治地方の自治機関

序

中国は、世界で歴史の最も古い国家の一つである。中国の

各民族人民は、これまで共同して輝かしい文化を創造し、ま

の解放および民主と自由のために、戦友のしかばねを乗りこ 建の国家に変わっていった。中国人民は、国家の独立・民族 た光栄ある革命的伝統をもっている。 一八四〇年以後、封建的な中国はしだいに半植民地・半封

えて英雄的な奮闘を行った。

に起きた。 二〇世紀に、天地をくつがえす偉大な歴史的な変革が中 Ė

に反対する中国人民の歴史的任務は達成されなかった。 廃絶し、中華民国を創立した。しかし、帝国主義と封建主義

一九一一年、孫中山先生の指導する辛亥革命が封建帝制を

装闘争およびその他の形態の闘争を経てのち、 る中国共産党の統率的指導のもと、長期の困難で曲折した武 一九四九年、中国の各民族人民は、毛沢東主席を領袖とす 封建主義および官僚資本主義の支配をくつがえし、新民 ついに帝国主

このときから、中国人民は国の権力を掌握し、国家の主人公 となった。 主主義の偉大な勝利をおさめ、 中華人民共和国を樹立した。

礎とする人民民主独裁は、固められ発展された。中国人民と 会主義制度が確立された。労働者階級が指導し労農同盟を基 義への移行が逐次に実現された。生産手段の私有制の社会主 社会主義の思想教育はいちじるしい成果をあげた。広範な人 増加した。教育・科学・文化等の事業は大きな発展をとげ、 社会主義的工業体系が基本的に形成され、農業生産が顕著に 挑発に打ち勝ち、国家の独立と安全を維持し、国防を強化し 中国人民解放軍は、帝国主義と覇権主義の侵略・破壊・武力 義的改造が達成され、人が人を搾取する制度が消滅され、 中華人民共和国の成立後、 経済建設は大きな成果をおさめ、 わが国の新民主主義から社会主 独立し比較的に整った

持し、誤りを是正し、多くの困難と障害に打ち勝って、 E 社会主義を建設する理論にもとづいて、力を集中して社会主 にあるであろう。国家の根本的任務は、中国的特色を有する したものである。 ス=レーニン主義と毛沢東思想の導きにもとづき、真理を堅]の各民族人民が、中国共産党の統率的指導のもと、マルク 中国の新民主主義革命の勝利と社会主義事業の成果は、 わが国は、今後、長期に社会主義初級段階 獲得 中

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

民の生活は、比較的に大きく改善された。

()

そなえた社会主義国家に築き上げるであろう。 技術の現代化を逐次実現して、わが国を富強・民主・文明を にし、自力更生、刻苦奮闘し、工業・農業・国防および科学 展させ、社会主義的民主を発展させ、 社会主義の諸制度をたえず改善し、社会主義的市場経済を発 裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、改革・開放を堅持し、 ン主義、毛沢東思想および鄧小平理論に導かれ、人民民主独 引き続き中国共産党の統率的指導のもと、マルクス=レーニ 義的現代化の建設を行うことである。 社会主義的法制を健全 中国の各民族人民は、

る国内外の敵対勢力と敵対分子に対し闘争しなければならな あろう。中国人民は、 しかし階級闘争は一定の範囲でなお長期にわたり存在するで が国では、搾取階級は階級としてはすでに消滅したが、 (*1 本段は一九九三年、一九九九年、 わが国の社会主義制度を敵視し破壊す 改正

わ

神聖な責務である。 の大業を完遂することは、台湾の同胞を含む全中国人民 台湾は中華人民共和国の神聖な領土の一 部である。 祖国

のもとで、各民主党派と各人民団体が参加し、社会主義的勤 長期の革命と建設の過程において、中国共産党の統率的指導 拠し、団結できるすべての力を団結させることを必須とする。 社会主義建設の事業は、労働者、 農民および知識分子に依

(*2 本段は一九九三年、改正)共同の繁栄を促進するために全力を尽くす。 (*2 本段は一九九三年、改正)共同の繁栄を促進するために全国の各民族人民が共同で創建した統中華人民共和国は、全国の各民族人民が共同で創建した統中華人民共和国は、全国の各民族人民が共同で創建した統中華人民共和国は、全国の各民族人民が共同で創建した統中華人民共和国は、全国の各民族人民が共同で創建した統中華人民共和国は、全国の各民族人民が共同で創建した統中華人民共和国は、全国の各民族人民が共同で創建した統一、

重・相互不可侵・相互内政不干渉・平等互恵・平和共存の五国は独立自主の対外政策を堅持し、主権と領土保全の相互尊ある。中国の前途は世界の前途と緊密につながっている。中中国の革命と建設の成果は、世界の人民の支持と不可分で

制度をたえず改善し、社会主義的民主を発展させ、社会主義的法制を制度をたえず改善し、社会主義の財産の統率的指導のもと、マルクス=レーニン主義、毛沢東思想に導を堅持し、誤りを是正し、多くの困難と障害に打ち勝って、獲得したものである。国家の今後の根本的任務は、力を集中して社会主義的現もと、マルクス=レーニン主義、毛沢東思想に導き党の統率的指導のもと、マルクス=レーニン主義、毛沢東思想に導き党の統率的指導のもと、マルクス=レーニン主義、毛沢東思想に導き党の統率的指導のもと、マルクス=レーニン主義、毛沢東思想に導力と、真理もと、マルクス=レーニン主義である。

第一章 総郷

た社会主義国家に築き上げるであろう。」の現代化を逐次実現して、わが国を高度の文明と高度の民主をそなえ健全にし、自力更生、刻苦奮闘し、工業・農業・国防および科学技術

本語の民主を発展させ、社会主義国家にいいた。 東型をと、マルクス=レーニン主義と毛沢東思想の導きにもとづき、真理を と、マルクス=レーニン主義と毛沢東思想の導きにもとづき、真理を と、マルクス=レーニン主義と毛沢東思想の導きにもとづき、真理を と、マルクス=レーニン主義と毛沢東思想の導きにもとづき、真理を と、マルクス=レーニン主義と毛沢東思想の導きにもとづき、真理を と、マルクス=レーニン主義と毛沢東思想の導きにもとづき、真理を と、マルクス=レーニン主義と毛沢東思想の導きにもとづき、真理を と、マルクス=レーニン 主義、毛沢東思想に導かれ、人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を は、引き続き中国共産党の統率的指導のもと、マルクス=レーニン は、引き続き中国共産党の統率的指導のもと、マルクス=レーニン は、引き続き中国共産党の統率的指導のもと、マルクス=レーニン と、マルクス=レーニン 主義、毛沢東思想に導かれ、人民民主独裁を堅持し、社会主義の道を と、マルクス=レーニン 大会主義の民主を発展させ、社会主義の法制を健全にし、自力更生、刻 会主義的民主を発展させ、社会主義の法制を健全にし、自力更生、刻 会主義的民主を発展させ、社会主義の法制を健全にし、自力更生、刻 会主義の民主を発展させ、社会主義の法制を健全にし、自力更生、刻 を主義の民主を発展させ、社会主義の法制を健全にし、自力更生、刻 会主義の民主を発展させ、社会主義の法制を健全にし、自力更生、刻 会主義の民主を発展させ、社会主義の法制を健全にし、自力更生、刻 会主義の民主を発展させ、社会主義の法制を健全にし、自力更生、刻 会主義の民主を発展させ、社会主義の法制を健全にし、自力更生、刻 会主義の民主を発展させ、社会主義の法制を健全にし、自力更生、刻 会主義の正と、マルクス=レーニン

一九九九年改正=現行文言

展するであろう。」 共産党が統率的指導する多党協力と政治協商制度は、長期に存在し発来を 一九九三年改正で本段文末に次の文言を追加=現行文言:「中国

る組織または個人も、社会主義制度を破壊することを禁止す社会主義制度は中華人民共和国の根本制度である。いかな同盟を基礎とした、人民民主独裁の社会主義国家である。第一条 中華人民共和国は、労働者階級の指導する、労農

る。

び地方各級人民代表大会である。 人民が国家権力を行使する機関は、全国人民代表大会およー、 中華人民共和国のすべての権力は人民に属する。

通して国の事務を管理し、経済と文化の事業を管理し、社会人民は、法律の定めに照らして、各種の方途および形式を

実行する。 第三条 中華人民共和国の国家機構は民主集中制の原則を の事務を管理する。

民の監督を受ける。 民主的選挙によって選出され、人民に対して責任を負い、人民主的選挙によって選出され、人民に対して責任を負い、人

統一的指導下で地方の自主性と積極性を十分に発揮させると督を受ける。中央と地方の国家機構の職権の区分は、中央の表大会によって選出され、それに対して責任を負い、その監国家の行政機関、裁判機関、検察機関はいずれも、人民代

いう原則にしたがう。

平等・団結・相互援助の関係を維持し、発展させる。いかな 家は、各少数民族の合法的な権利と利益を保障し、各民族の り民族の分裂を造出する行為を禁止する。 る民族に対する差別と抑圧を禁止し、民族の団結を破壊した 第四条 中華人民共和国の各民族は一律に平等である。国

を設け、自治権を行使する。各民族の自治地方はいずれも、 中華人民共和国の不可分の一部である。 各少数民族が集居する地方は区域自治を実行し、自治機関

を有する。 自由を有し、自己の風俗・習慣を保持しまたは改革する自由 各民族はいずれも、自己の言語・文字を使用し発展させる

ことを実行し、社会主義的法治国家を建設する すべての法律、行政法規、地方的法規は、憲法に抵触して 国家は、社会主義的法制の統一と尊厳を維持する。 第五条 中華人民共和国は、法律にもとづいて国を治める

はならない。

事業組織は、憲法と法律を遵守しなければならない。憲法お よび法律に違反するすべての行為は追及されなければならな すべての国家機関、武装力、各政党、各社会団体、各企業

かなる組織または個人も、憲法と法律を超越する特権を

有してはならない。

する制度を一掃し、各人が能力に応じて働き、労働に応じて 衆の集団所有制である。社会主義的公有制は、 生産手段の社会主義的公有制すなわち全人民所有制と勤労大 第六条 中華人民共和国の社会主義的経済制度の基礎は、 本条一項は一九九九年改正で追加=現行文言 人が人を搾取

多種の所有制経済がともに発展するという基本的な経済制度 存するという分配制度を堅持する。 を堅持し、労働に応じた分配を主体とし多種の分配方式が併 国家は、社会主義初級段階においては、公有制を主体とし 分配するという原則を実行する

*本条は一九九九年、改正

制度の基礎は、生産手段の社会主義的公有制すなわち全人民所有制と 勤労大衆の集団所有制である。 一九八二年制定時の文言:「中華人民共和国の社会主義的経済

に応じて働き、労働に応じて分配するという原則を実行する。」 社会主義的公有制は、人が人を搾取する制度を一掃し、各人が能力

一九九九年改正=現行文言

第七条 国有経済すなわち社会主義的全人民所有制経済は、

展を保障する。 国民経済のなかの主導力である。国家は国有経済の強化と発 一九八二年制定時の文言:「国営経済は社会主義的全人民所有 (*本条は一九九三年、

強化と発展を保障する。」制経済であり、国民経済のなかの主導力である。国家は、国営経済の

一九九三年改正=現行文言

範囲内で、自留地、自留山、家庭副業を営み、自留家畜を飼る。農村の集団経済組織に参加する勤労者は、法律の定める同組合経済は、社会主義的な勤労大衆の集団所有制経済であ村における生産、購買・販売、信用、消費等の各種形態の協して、統一と分散を結びつけた二重経営体制を実行する。農業八条 農村の集団経済組織は、各戸の請負経済を基礎と

を保護し、集団経済の発展を奨励・指導・援助する。国家は、都市と農村の集団経済組織の合法的な権利と利益社会主義的な勤労大衆の集団所有制経済である。社会主義的な勤労大衆の集団所有制経済である。

育する権利を有する。

留山、家庭副業を営み、自留家畜を飼育する権利を有する。」 団経済組織に参加する勤労者は、法律の定める範囲内で、自留地、自合経済は、社会主義的な勤労大衆の集団所有制経済である。農村の集およびその他の生産、購買・販売、信用、消費等の各種形態の協同組合* 一九八二年制定時の文言:「農村人民公社、農業生産協同組合*

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋)

九九三年改正の文言:「農村のなかの家庭生産量連動請負制

一九九九年改正 = 現行文言留地、自留山、家庭副業を営み、自留家畜を飼育する権利を有する。」農村の集団経済組織に参加する勤労者は、法律の定める範囲内で、自農村の集団経済組織に参加する勤労者は、法律の定める範囲内で、自農村の集団経済組織に参加する勤労大衆の集団所有制経済である。

に属する。法律によって集団の所有に属すると定められた森干潟等の自然資源はすべて、国家所有すなわち全人民の所有第九条(地下資源、水域、森林、山地、草原、未開墾地、

林、山地、草原、未開墾地、干潟は除く。

禁止する。 いてであれ、自然資源を不法占有し、または破壊することをいてであれ、自然資源を不法占有し、または破壊することを保護する。いかなる組織または個人も、いかなる手段を用国家は自然資源の合理的利用を保障し、貴重な動物と植物

地、自留山も集団所有に属する。 ると定められたものを除き、集団所有に属する。宅地、自留農村と都市郊外区の土地は、法律によって国家所有に属す

第一〇条都市の土地は国家所有に属する。

(*本条一項は一九九三年、一九九九年、改正)

より、土地を徴用できる。国家は、公共の利益の必要のため、法律の定めるところに

地の使用権は法律の定めるところにより譲渡することができし、あるいはその他の形式で不法に譲渡してはならない。土いかなる組織または個人であれ、土地を不法占有し、売買

る。

(*本条四項後半は一九八八年改正で追加=現行文言)

等の非公有制経済は、社会主義的市場経済の重要な構成要素 法律の定める範囲内の個人経営経済、私営経済

導・監督・管理を行う。 益を保護する。国家は、個人経営経済、私営経済に対して指 国家は、 個人経営経済、 私営経済の合法的な権利および利

(*本条は一九八八年、一九九九年、改正)

の勤労者の個人経営経済は、社会主義的公有制経済を補完するもので 国家は、行政管理を通して、個人経営経済を指導・援助・監督する。」 国家は、個人経営経済の合法的な権利と利益を保護する。 一九八二年制定時の文言:「法律の定める範囲内の都市・農村

の合法的な権利と利益を保護し、私営経済に対して導引、監督、管理 は、社会主義的公有制経済を補完するものである。国家は、私営経済 営経済が法律の定める範囲内で存在し発展することを許す。私営経済 一九八八年改正で、三項として次の文言を追加:「国家は、私

一九九九年改正=現行文言

を不法占有し、または破壊することを禁止する。 は個人も、いかなる手段を用いてであれ、国家と集団の財産 第一二条 社会主義の公共財産は神聖不可侵である。 国家は社会主義の公共財産を保護する。 いかなる組織また

> の他合法的な財産の所有権を保護する。 第一三条 国家は、公民の合法的な収入、 貯蓄、 家屋、 そ

続権を保護する。 国家は、法律の定めるところにより、公民の私有財産の

善を通して、たえず労働生産性および経済的な効果と利益を 改善、各種の形態の社会主義的責任制の実行、 進的な科学技術の普及、経済管理体制と企業経営管理制度の 第一四条 国家は、勤労者の積極性と技術水準の向 労働組織の改 Ŀ

高め、社会的生産力を発展させる。

国家は節約を励行し、浪費に反対する。

利益をあわせて考慮し、生産の発展の基礎の上に、人民の物 国家は貯蓄と消費を合理的に調整し、国家、 集団 個人の

質的生活と文化的生活を逐次改善する。

ものにする。 国家は経済立法を強化し、マクロ的な調節・制御を十全な

第一五条 国家は社会主義的市場経済を実行する

を撹乱することを法によって禁止する。 国家は、いかなる組織または個人であれ、 社会の経済秩序

節の補助的作用を通して、国民経済の比例的な調和的発展を保証する の上に計画経済を実行する。国家は、経済計画の総合的均衡と市場調 一九八二年制定時の文言:「国家は、社会主義的公有制の基礎 (*本条は一九九三年、

経済計画を破壊することを禁止する。」

一九九三年改正=現行文言

の権利を有する。 第一六条 国有企業は、法律の定める範囲内で自主的経営

およびその他の形態を通して民主的管理を実行する。国有企業は、法律の定めるところにより、従業員代表大会

(*本条は二九九三年、改正)

範囲内で経営管理の自主権を有する。 服従し、国家計画を全面的に達成するという前提下で、法律の定める* 一九八二年制定時の文言:「国営企業は、国家の統一的指導に

の他の形態を通して民主的管理を実行する。」国営企業は、法律の定めるところにより、従業員代表大会およびそ

一九九三年改正=現行文言

集団経済組織は民主的管理を実行し、法律の定めるところう前提下で、独立して経済活動を行う自主権を有する。第一七条(集団経済組織は、関係ある法律を遵守するとい

決定する。により、管理要員を選挙、罷免し、経営管理上の重要問題を

を受け入れ、関係ある法律を遵守するという前提下で、独立して経済* 一九八二年制定時の文言:「集団経済組織は、国家計画の指導

(*本条は一九九三年、改正)

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

活動を行う自主権を有する。

その勤労者全員によって管理要員を選挙、罷免し、経営管理上の重要集団経済組織は、法律の定めるところにより、民主的管理を実行し、

問題を決定する。」

り、中国で投資し、中国の企業またはその他の経済組織と各組織または個人が中華人民共和国の法律の定めるところによ第一八条(中華人民共和国は、外国の企業、その他の経済)

種の形式の経済協力を行うことを許可する。

ければならない。それらの合法的な権利と利益は、中華人民合資経営企業はいずれも、中華人民共和国の法律を遵守しな中国領域内の外国企業、その他の外国経済組織および中外

国人民の科学・文化水準を高める。 第一九条 国家は、社会主義の教育事業を発展させて、全

共和国の法律の保護を受ける。

中等教育、職業教育および高等教育を発展させ、あわせて学国家は、各種の学校を開設し、初等義務教育を普及させ、

国家は、各種の教育施設を拡充し、非識字を一掃し、労働齢前の教育を発展させる。

科学、技術、業務の教育を行い、自学自修して有用な人材に者、農民、国家勤務員、その他の勤労者に対し政治、文化、

なることを奨励する。

事業をおこすことを奨励する。他の社会的実体が、法律の定めるところにより、各種の教育他の社会的実体が、法律の定めるところにより、各種の教育国家は、集団経済組織、国家の企業・事業組織およびその

国家は、全国に通用する共通語を普及させる。

創造を褒賞・奨励する。 科学と技術の知識を普及させ、科学研究の成果と技術の発明科学と技術の知識を普及させ、科学研究の成果と技術の発明

の健康を保護する。

の健康を保護する。

大衆的衛生活動を展開して、人民家の企業・事業組織および町内組織による各種の医療衛生施とわが国の伝統的医薬を発展させ、農村の集団経済組織、国とわが国の伝統的医薬

大衆的な文化活動を展開する。書館・博物館・文化館およびその他の文化事業を発展させ、芸術事業、新聞・ラジオ・テレビ事業、出版・発行事業、図芸術事業、新聞・ラジオ・テレビ事業、出版・発行事業、図

第二三条 国家は、社会主義に奉仕する各種の専門的な人史文化遺産を保護する。 国家は、名所旧跡、貴重な文化財およびその他の重要な歴

材を育成し、

知識分子の隊列を拡大し、条件を創造して、社

せる。 会主義的現代化の建設におけるかれらの役割を十分に発揮さ

第二四条 国家は、理想教育、道徳教育、文化教育、規律
 第二四条 国家は、理想教育、道徳教育、文化教育、規律

と社会の発展計画に適応させる。 第二五条 国家は、計画出産を推進し、人口の増加を経済

汚染その他の公害を防止する。 第二六条 国家は、生活環境と生態環境を保護・改善し、

に耳をかたむけ、人民の監督を受け入れ、人民への奉仕に努つない人民との緊密なつながりを保持し、人民の意見と提案で、たえず仕事の質と能率を高め、官僚主義に反対する。し、たえず仕事の質と能率を高め、官僚主義に反対する。し、たえず仕事の質と能率を高め、官僚主義に反対する。国家は、植樹造林を組織・奨励し、森林樹木を保護する。国家は、植樹造林を組織・奨励し、森林樹木を保護する。

めなければならない。

活動に制裁を加え、犯罪者を処罰し改造する。 する活動、社会主義経済を破壊する活動およびその他の犯罪 他の国家の安全を害する犯罪活動を鎮圧し、社会の治安を害 国家は、社会秩序を維持し、国家への反逆その

(*本条は一九九九年、改正

会主義経済を破壊する活動およびその他の犯罪活動に制裁を加え、犯罪 者を処罰し改造する。」 、の反逆その他の反革命の活動を鎮圧し、社会の治安を害する活動、社 一九八二年制定時の文言:「国家は、社会秩序を維持し、国家

九九九年改正=現行文言

民の平和な労働を防衛し、 任務は、国防を強固にし、侵略に抵抗し、祖国を防衛し、人 第二九条 中華人民共和国の武装力は人民に属する。その 国家建設事業に参加し、人民への

国防力を増強する。 国家は、武装力の革命化・現代化・正規化の建設を強化し、 中華人民共和国の行政区域は、以下のように区

第三〇条

奉仕に努めることである。

全国を省、自治区、直轄市に分ける。

- 自治区を自治州、県、 自治県、市に分ける。
- 自治県を郷、民族郷、 鎮に分ける

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

自治県、市に分ける。 直轄市、 比較的に大きな市を区、県に分ける。 自治州を県

自治区、自治州、自治県はいずれも民族自治地方である。

ができる。特別行政区内で実行する制度は、 第三一条 国家は必要ある場合、特別行政区を設けること 具体的状況に照

らして全国人民代表大会が法律で定める。 第三二条 中華人民共和国は、中国領域内における外国人

華人民共和国の法律を遵守しなければならない。 の合法的な権利と利益を保護する。中国領域内の外国人は中 中華人民共和国は、政治的原因によって避難を求める外国

人に対し庇護を受ける権利を与えることができる。

第二章 公民の基本的な権利と義務

華人民共和国の公民である。 第三三条 中華人民共和国 の国籍を有する者はすべて、 中

いかなる公民も、憲法および法律の定める権利を享有する 中華人民共和国の公民は、法律の前に一律に平等である。

らない。 とともに、憲法および法律の定める義務を履行しなければな

民族・種族・性別・職業・家庭出身・宗教信仰・教育程度 第三四条 中華人民共和国の年齢満一八歳以上の公民は

する。但し、法律によって政治的権利を剥奪された者は除く。財産状況・居住期間を問わず、すべて選挙権と被選挙権を有

結社、行進、示威の自由を有する。 第三五条 中華人民共和国の公民は、言論、出版、集会する 但し 没得によって政治的権利を蒙奪された者に限

| 第三六条 | 中華人民共和国の公民は、宗教信仰の自由を有

はならない。ず、宗教を信仰する公民と宗教を信仰しない公民を差別してず、宗教を信仰する公民と宗教を信仰しないことを強制してはなら信仰することまたは宗教を信仰しないことを強制してはならいかなる国家機関、社会団体または個人も、公民に宗教を

あるいは国家の教育制度を妨害したりする活動をしてはならて社会秩序を破壊したり、公民の身体・健康に害を与えたり、国家は正常な宗教活動を保護する。何人も、宗教を利用し

の秘密を侵してはならない。

第三七条 中華人民共和国の公民の人身の自由は侵されな宗教団体および宗教事務は、外国勢力の支配を受けない。

ない。

なければ逮捕されない。 るいは人民法院の決定を経て、かつ公安機関が執行するのでいい人民法院の決定を経て、かつ公安機関が執行するのでいかなる公民も、人民検察院の承認または決定を経て、あ

に剥奪または制限することを禁止し、公民の身体を不法に捜不法な拘禁およびその他の方法で公民の人身の自由を不法

索することを禁止する。

び誣告して罪に陥れることを禁止する。いかなる方法であれ、公民を侮辱、誹謗すること、およい。いかなる方法であれ、公民を侮辱、誹謗すること、およ第三八条 中華人民共和国の公民の人格の尊厳は侵されな

第三九条 中華人民共和国の公民の住居は侵されない。

民の住居を不法に捜索すること、または不法に侵入すること

を禁止する。

たは個人も、いかなる理由であれ、公民の通信の自由と通信にしたがって通信の検査を行う場合を除き、いかなる組織ま査の必要から公安機関または検察機関が法律の定める手続き密は、法律の保護を受ける。国家の安全または刑事犯罪の捜第四〇条 中華人民共和国の公民の通信の自由と通信の秘

は罪に陥れてはならない。は事業を捏造または歪曲して誣告をする権利を有する。但し、事実を捏造または歪曲して誣告をする権利を有する。但し、事実を捏造または告為、職務怠まが国家勤務員に対しても、批判と提案を行う権利を有し、よび国家勤務員に対しても、批判と提案を行う権利を有し、第四一条 中華人民共和国の公民は、いかなる国家機関お第四一条 中華人民共和国の公民は、いかなる国家機関お

人も、抑圧または報復を加えてはならない。は事実を調査し、責任をもって処理しなければならない。何公民の申立、告訴または告発に対しては、関係の国家機関

失を受けた者は、 権利を有する。 国家機関および国家勤務員によって公民の権利を侵され損 法律の定めるところにより、賠償を受ける

有する

中華人民共和国の公民は、労働の権利と義務を

す

第四二条

強化し、労働条件を改善し、かつ生産の発展を基礎として、 国家は各種の方途を通して就労条件を創造し、 労働保護を

労働報酬と福利待遇を高める。

なければならない。国家は、社会主義的労働競争を提唱し、 いずれも、 ある。国有企業および都市と農村の集団経済組織の勤労者は 労働は、労働能力を有するすべての公民の光栄ある責務で 国家の主人公としての態度で自己の労働にあたら

国家は、就労前の公民に対し、必要な就労訓練を行う。 (*本条三項は一九九三年、改正)

働に従事することを提唱する。

労働模範と先進的活動者を報奨する。国家は、公民が義務労

第四三条 一九八二年制定時の文言「国営企業」を「国有企業」へ改正。 中華人民共和国の勤労者は、休息の権利を有す

者の就業時間と休暇制度を定める。 国家は、 勤労者の休息と休養の施設を拡充し、 職員 (・労働

国家は、

法律の定めるところにより、

企業・事

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

を実行する。定年退職者の生活は、 業組織の職員・労働者および国家機関勤務員の定年退職制 国家と社会の保障を受け

必要な社会保険、社会救済、医療衛生事業を発展させる。 働能力喪失の場合には、国家と社会から物質的援助を受ける 権利を有する。国家は、公民がこれらの権利を享受するのに 国家と社会は、傷痍軍人の生活を保障し、殉難者の遺族を 第四五条 中華人民共和国の公民は、老齢、 疾病または労

義務を有する。 体障害の公民の労働、生活、教育を援助・配慮する。 国家と社会は、視覚・聴覚・言語の障害およびその他の身 第四六条 中華人民共和国の公民は、教育を受ける権利と

救済し、軍人の家族を優遇する。

の各面での全面的な成長をはかる。 国家は、青年、少年、児童を育成し、 品性、 知力、 体力等

ずさわる公民の、人民に有益な創造的活動を奨励し援助する。 教育、科学、技術、文学、芸術およびその他の文化事業にた 術創作およびその他の文化活動を行う自由を有する。国家は、 第四七条 中華人民共和国の公民は、 科学研究、 文学・芸

する。 社会、家庭における生活等の面で、男性と平等の権利を享有 中華人民共和国の女性は、 政治、経済、文化、

報酬を実行し、女性幹部を育成し選抜する。 對酬を実行し、女性の権利と利益を保護し、男女の同一労働同

第四九条 婚姻、家庭、母親および児童は、国家の保護を

受ける。

父母は未成年の子女を扶養・教育する義務を負い、成年の夫婦は双方とも、計画出産を実行する義務を有する。

子女は父母を扶養・扶助する義務を負う。

を虐待するのを禁止する。婚姻の自由を破壊するのを禁止し、老人、女性および児童

第五〇条 中華人民共和国は、

華僑の正当な権利と利益を

と利益を保護する。 保護し、帰国華僑と国内に居住する華僑家族の合法的な権利

30 cmリニーエミー・Part たっこい。 るにあたって、国家、社会、集団の利益、およびその他の公るにあたって、国家、社会、集団の利益、およびその他の公名は、自由と権利を行使す

第五二条 中華人民共和国の公民は、国家の統一および全民の合法的な自由と権利を損ねてはならない。

第五三条 中華人民共和国の公民は、憲法と法律を遵守し、国各民族の団結を維持する義務を負う。

共秩序を遵守し、社会公徳を尊重しなければならない。国家秘密を守り、公共財産を愛護し、労働規律を遵守し、公

よび利益を守る義務を負い、祖国の安全、名誉および利益を第五四条(中華人民共和国の公民は、祖国の安全、名誉お

損なう行為があってはならない。

民共和国の各公民の神聖な責務である。 第五五条 祖国を防衛し、侵略に抵抗することは、中華

法律にしたがって兵役に服し、民兵組織に参加することは、

第五六条 中華人民共和国の公民は、法律にしたがって納中華人民共和国の公民の光栄ある義務である。

税の義務を負う。

第三章 国家機構

第一節 全国人民代表大会

である。その常設機関は全国人民代表大会常務委員会力機関である。その常設機関は全国人民代表大会常務委員会である。

会は、国家の立法権を行使する。第五八条(全国人民代表大会常務委員

も適当な定数の代表をもつべきである。 隊が選出する代表によって構成される。各少数民族はいずれ隊が選出する代表によって構成される。各少数民族はいずれ

全国人民代表大会代表の選挙は、全国人民代表大会常務委員、

員会が主宰する。

よって定める。 全国人民代表大会の代表の定数と代表選出方法は、 法律に

全国人民代表大会の任期満了二ケ月以前に、全国人民代表 第六〇条 全国人民代表大会の毎期の任期は五年とする。

完了させなければならない。選挙を行うことのできない非常 大会常務委員会は、次期の全国人民代表大会の代表の選挙を

事態が生じた場合には、全国人民代表大会常務委員会は、

(6)

全国人民代表大会の任期を延長することができる。非常事態 構成員の三分の二以上の多数の採決で選挙を延期し、当期の の終息後一年以内に、次期の全国人民代表大会代表の選挙を

完了させなければならない。 第六一条 全国人民代表大会の会議は毎年一回開き、

委員会が必要と認める場合には、または五分の一以上の全国 人民代表大会代表が提議する場合には、全国人民代表大会の 人民代表大会常務委員会が召集する。全国人民代表大会常務

挙して、会議を主宰させる。 全国人民代表大会は、会議を行うにあたって、主席団を選 会議を臨時に召集することができる。

第六二条 全国人民代表大会は、以下の職権を行使する。

憲法の実施の監督

憲法の改正

国家機構およびその他の基本的法律の制

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

(5) (4) 選の決定。 中華人民共和国主席、 中華人民共和国主席の指名にもとづく国務院総理の人 国務院総理の指名にもとづく国務院副総理 副主席の選挙

国務委員、各部部長、各委員会主任、 長の人選の決定 中央軍事委員会主席の選挙。中央軍事委員会主席の指 会計検査長、

名にもとづく中央軍事委員会のその他の構成員の人選の

(7) 最高人民法院院長の選挙

(8)最高人民検察院検察長の選挙

(9)審査と承認 国民経済・社会発展計画および計画執行状況の報告の

全国人民代表大会常務委員会の不適当な決定の変更ま 国家の予算と予算執行状況の報告の審査と承認

(10)

(11)

たは取消

(13)(12)特別行政区の設置およびその制度の決定

省、自治区、直轄市の設置の承認

(14)戦争と平和の問題の決定

最高国家権力機関が行使すべきその他の職権

第六三条 全国人民代表大会は、以下の人員を罷免する権

限を有する。

- 中華人民共和国主席、 副主席
- 主任、会計検査長、秘書長 国務院総理、副総理、国務委員、 各部部長、各委員会
- (3) 構成員 中央軍事委員会主席および中央軍事委員会のその他の
- 最高人民法院院長
- 最高人民検察院検察長

たは五分の一以上の全国人民代表大会代表が提議し、全国人 第六四条 憲法の改正は、全国人民代表大会常務委員会ま

民代表大会が全代表の三分の二以上の多数で採択する 法律とその他の議案は、全国人民代表大会が全代表の過半

数で採択する。

構成される。 第六五条 全国人民代表大会常務委員会は、以下の人員で

委員長

副委員長若干名

秘書長

委員若干名 全国人民代表大会常務委員会の構成員には適当な定数の少

数民族代表が含まれるべきである。

を選挙し、かつ罷免する権限を有する。 全国人民代表大会は全国人民代表大会常務委員会の構成員

> 裁判機関、検察機関の職務を担ってはならない。 全国人民代表大会常務委員会の構成員は国家の 行政機関

期の全国人民代表大会が新たな常務委員会を選出するまで、 国人民代表大会の毎期の任期と同じであり、常務委員会は次 第六六条 全国人民代表大会常務委員会の毎期の任期は全

その職権を行使する。

第六七条 全国人民代表大会常務委員会は、以下の職権を 委員長、副委員長の連続就任は二期を超えてはならない。

行使する。 憲法の解釈、憲法の実施の監督

(2) 律の制定、改正 全国人民代表大会が制定すべき法律を除くその他の法

- (3) 律の基本原則に抵触してはならない 定した法律に対する部分的な補充、 全国人民代表大会の閉会中の、全国人民代表大会が制 改正。但し、その法
- (4) 法律の解釈
- 分的調整案の審査、承認 画および国家予算の執行の過程で作成の必要が生じた部 全国人民代表大会の閉会中の、 国民経済・社会発展計
- 察院の活動の監督 国務院、中央軍事委員会、 最高人民法院、 最高人民検
- 国務院が制定した行政法規、 決定、命令のうちの、憲

(7)

(6)

法、法律に抵触するものの取消

(8)法規、決議のうちの、憲法、法律、行政法規に抵触する 省、自治区、直轄市の国家権力機関が制定した地方的

とづく部長、委員会主任、会計検査長、秘書長の人選の 全国人民代表大会の閉会中の、国務院総理の指名にも

ものの取消

(10)指名にもとづく中央軍事委員会のその他の構成員の人選 全国人民代表大会の閉会中の、中央軍事委員会主席の

(11)院長、裁判員、裁判委員会委員および軍事法院院長の任 最高人民法院院長の申請にもとづく最高人民法院の副

院の副検察長、検察員、検察委員会委員および軍事検察 長の任免の承認 院検察長の任免。省、自治区、直轄市の人民検察院検察 最高人民検察院検察長の申請にもとづく最高人民検察

(12)

(13)海外駐在全権代表の任免の決定

(14)

決定 外国と締結した条約および重要な協定の批准と廃棄の

階制度の規定 軍人と外交職員の職階制度およびその他の専門職の職

(15)

国家の勲章と栄誉称号の規定および授与の決定

(18) (16)

(15)

受けるか、または侵略を共同防衛する国際間の条約を履 行しなければならない事態が生じた場合の、戦争状態の 全国人民代表大会の閉会中、国家が武力による侵犯を

(20)(19)全国の総動員または局部的動員の決定

全国または個別の省、自治区、直轄市の戒厳の決定

全国人民代表大会が授けるその他の職権

務委員会の会議を召集する。副委員長、秘書長は委員長の活 民代表大会常務委員会の活動を主宰し、全国人民代表大会常 第六八条 全国人民代表大会常務委員会委員長は、全国人

民代表大会常務委員会の重要な日常活動を処理する 委員長、副委員長、秘書長は委員長会議を構成し、 全国人 動を補佐する。

大会に対して責任を負い、かつ活動を報告する。 第六九条 全国人民代表大会常務委員会は、全国人民代表

僑委員会およびその他の必要な専門委員会を設置する。全国 財政経済委員会、教育科学文化衛生委員会、外務委員会、華 会常務委員会の指導を受ける。 人民代表大会の閉会中は、各専門委員会は、全国人民代表大 第七○条 全国人民代表大会は、民族委員会、法律委員会、

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋)

おる。 移委員会の指導のもとに、関係ある議案を検討、審議、起草 移委員会の指導のもとに、関係ある議案を検討、審議、起草 おのである。

決議を行うことができる。を組織し、かつ調査委員会の報告にもとづいて、しかるべきを組織し、かつ調査委員会の報告にもとづいて、しかるべき会は、必要と認める場合、特定の問題についての調査委員会第十一条 全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員

する義務を負う。 家機関、社会団体、公民は、これに対して必要な資料を提供家機関、社会団体、公民は、これに対して必要な資料を提供調査委員会が調査を行う場合には、関係のあるすべての国

る議案を提出する権利を有する。国人民代表大会と全国人民代表大会と自己民代表大会常務委員会の権限に属す会の構成員は、法律の定める手続きにしたがい、それぞれ全会の構成員は、法律の定める手続きにしたがい、それぞれ全

間を受けた機関は責任をもって回答しなければならない。各部、各委員会に対し、質問書を提出する権利を有する。質会中、法律の定める手続きにしたがい、国務院または国務院また全国人民代表大会常務委員会構成員は、常務委員会の開また全国人民代表大会常務委員会構成員は、常務委員会の開ま中、第七三条 全国人民代表大会は、全国人代表大会の開会中、

全国人民代表大会常務委員会の許可を経なければ、逮捕され席団の許可を経なければ、また全国人民代表大会の閉会中は第七四条(全国人民代表大会会議主)

ず、または刑事裁判を受けない。

各種会議における発言と表決について、法律上の追及を受け一第七五条 全国人民代表大会代表は、全国人民代表大会の

ない。

および社会活動において、憲法と法律の実施に協力しなけれを遵守し、国家機密を守り、かつ自己が参加する生産、職務第七六条(全国人民代表大会代表は、模範的に憲法と法律

への奉仕に努めるべきである。 ながりを保持し、人民の意見と要求を聴取・反映させ、人民を国人民代表大会代表は、選挙母体および人民と緊密なつ ばならない。

受ける。選挙母体は、法律の定める手続きにしたがって、そ第七七条 全国人民代表大会の代表は、選挙母体の監督を

第七八条 全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員の選出した代表を罷免する権限を有する。

会の組織と活動上の手続きは、法律で定める。

第二節 中華人民共和国主席

第七九条 中華人民共和国主席、副主席は、全国人民代表

大会が選挙する。

国公民は、中華人民共和国主席、副主席に選ばれることがで選挙権と被選挙権をもつ年齢満四五歳以上の中華人民共和

大会の毎期の任期と同じであり、連続就任は二期を超えては中華人民共和国主席、副主席の毎期の任期は全国人民代表

ならない。

營称号を授与し、特赦令を発布し、戒厳令を発布し、戦争状委員会主任、会計検査長、秘書長を任免し、国家の勲章と栄を公布し、国務院の総理、副総理、国務委員、各部部長、各定と全国人民代表大会常務委員会の決定にもとづいて、法律策八○条 中華人民共和国主席は、全国人民代表大会の決

決定にもとづき海外駐在全権代表を派遣または召還し、外国して外国使節を接受し、また全国人民代表大会常務委員会の第八一条(中華人民共和国主席は、中華人民共和国を代表

態を宣布し、動員令を発布する。

中華人民共和国副主席は、主席の委託を受け主席の職権の第八二条(中華人民共和国副主席は主席の活動を補佐する。

と締結した条約および重要な協定を批准または廃棄する。

民代表大会の選出する主席、副主席が就任するまで職権を行第八三条(中華人民共和国主席、副主席は、次期の全国人

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令

(土屋

部を代行できる。

)践立:ヒピ。

席の職位を継ぐ。

コを入記失口目に汚、川三汚が、らこですこまた、全国人補充選挙を行う。中華人民共和国副主席が欠けた場合、全国人民代表大会が

民代表大会が補充選挙を行う。補充選挙前は全国人民代表大中華人民共和国主席、副主席がともに欠けた場合、全国人

会常務委員会委員長が臨時に主席の職位を代理する。

第三節 国務院

る。 最高国家権力機関の執行機関であり、最高国家行政機関であ 第八五条 中華人民共和国国務院すなわち中央人民政府は

第八六条 国務院は、以下の人員で構成される。

国務委員若干名副総理若干名

各部部長

各委員会主任

秘書長会計検査長

国務院は総理責任制を実行する。各部、各委員会は部長責

主任責任制を実行する。

第八七条 国務院の組織は法律で定める。 国務院の毎期の任期は全国人民代表大会の毎期

の任期と同じである。

副総理、 国務委員の連続就任は二期を超えてはなら

委員は総理の活動を補佐する。 第八八条 総理は国務院の活動を指導する。 副総理、 国務

する。 副総理、 国務委員、秘書長は国務院常務会議を構成

総理は国務院常務会議および国務院全体会議を召集し主宰

する 第八九条 国務院は、以下の職権を行使する。

憲法と法律にもとづく行政上の措置の規定、 行政法規

(2)の議案の提出 全国人民代表大会または全国人民代表大会常務委員会

の制定、

決定と命令の発布

- (3) な行政活動の指導 の活動の統一的指導。 各部、各委員会の任務と職責の規定。各部、 各部、各委員会に属しない全国的 各委員会
- (4)全国の地方各級の国家行政機関の活動の統 自治区、 直轄市の国家行政機関の職権の具体 的指導。

(6)(5)経済活動と都市・農村建設の指導、

国民経済・社会発展計画と国家予算の作成、

(7) 教育、科学、文化、 衛生、体育、 計画出産の活

動の指

(9)(8) 民政、公安、 対外事務の管理、外国との条約および協定の締結 監察等の活動の指導、

司法行政、

- (11) (10) 自治地方の自治の権利の保障 民族事務の指導、管理。少数民族の平等の権利と民族 国防建設事業の指導、 管理
- (13) (12)に居住する華僑家族の合法的な権利と利益の保護 華僑の正当な権利と利益の保護。 帰国華僑および I 内
- の変更または取消 各部、各委員会の発布した不適当な命令、指示、 規程
- (15)(14)または取消 地方各級の国家行政機関の不適当な決定、 省、自治区、直轄市の区画制定の承認。 自治州、 命令の変更 県
- (16)自治県、 自治区、直轄市の範囲内の一部地区の戒厳の決定 市の設置と区画制定の承認
- (17)(18)よる行政職員の任免、 行政機構の編制の審査、 全国人民代表大会と全国人民代表大会常務委員会が授 研修、 決定。法律の定めるところに 考課、 賞罰の管掌

けるその他の職権

務会議を召集および主宰し、その部門の活動における重要事 の活動について責任を負い、部務会議または委員会会議、 第九〇条 国務院の各部部長、各委員会主任は、その部門 委

第九三条

中華人民共和国中央軍事委員会は全国の武装力

項を討議決定する。

する。 にもとづいて、その部門の権限内で命令、指示、 各部、各委員会は、法律と国務院の行政法規、 第九一条 国務院は、会計検査機関を設置して、国務院各 規程を発布 決定、 命令

部門と地方各級の政府の財政収支に対し、および国家の財政

金融機構と企業・事業組織の財政収支に対し、会計検査監督

るところにより、独立して会計検査監督権を行使し、他の行 会計検査機関は、国務院総理の指導のもとに、法律の定め

かつ活動を報告する。また全国人民代表大会の閉会中は、全 政機関、社会団体および個人の干渉を受けない。 第九二条 国務院は、全国人民代表大会に対し責任を負い、

告する

国人民代表大会常務委員会に対し責任を負い、

かつ活動を報

第四節 中央軍事委員会

を指導する。 中央軍事委員会は、以下の人員で構成される。

副主席若干名

委員若干名

中央軍事委員会は主席責任制を実行する。 中央軍事委員会の毎期の任期は全国人民代表大会の毎期の

任期と同じである。

第九四条 中央軍事委員会主席は、全国人民代表大会と全

国人民代表大会常務委員会に対し責任を負う。

第五節 地方各級の人民代表大会および地方各級の人民

政府

第九五条 省、直轄市、県、市、市直轄区、 郷、民族郷

鎮は、人民大表大会と人民政府を設ける。 地方各級の人民代表大会と地方各級の人民政府の組織は、

法律で定める。

自治区、自治州、 自治県は自治機関を設ける。 自治機関の

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(上屋

にもとづいて、法律で定める。組織と活動は、憲法第三章第五節、第六節の定める基本原則

である。 第九六条 地方各級の人民代表大会は地方の国家権力機関

第九七条 省、直轄市、区を設けている市の人民代表大会県級以上の地方各級の人民代表大会は常務委員会を設ける。

大会の代表は、選挙民によって直接に選挙される。区を設けていない市、市管轄区、郷、民族郷、鎮の人民代表の代表は、一級下の人民代表大会によって選挙される。県、

地方各級の人民代表大会代表の定数と代表選出方法は法律

で定める。

の毎期の任期は三年とする。郷、民族郷、鎮の人民代表大会の毎期の任期は五年とする。郷、民族郷、鎮の人民代表大会第九八条(省、直轄市、県、市、市管轄区の人民代表大会

(*本条は一九九三年、改正)

市管轄区、郷、民族郷、鎮の人民代表大会の毎期の任期は三年とする。」市管轄区、郷、民族郷、鎮の人民代表大会の毎期の任期は三年とする。県、区を設けていない市、人民代表大会の毎期の任期は五年とする。県、区を設けている市の、 一九八二年制定時の文言:「省、直轄市、区を設けている市の

の定める権限にもとづいて決議を採択・発布し、地方の経済おいて、憲法、法律、行政法規の遵守と執行を保証し、法律第九九条(地方各級の人民代表大会は、その行政区域内に

を有する。

を有する。

を有する。

を有する。

ないての報告を審査し承認する。また、同じ級の人民代表大回民経済・社会発展計画、予算、およびそれらの執行状況に国民経済・社会発展計画、予算、およびそれらの執行状況に国民経済・社会発展計画、予算、およびそれらの執行状況に国民経済、文化建設、公共事業建設の計画を審査し決定する。

常務委員会に報告し記録にとどめる。

「民族の特色に適合する具体的措置をとることができる。

「民族の特色に適合する具体的措置をとることができる。

「民族の特色に適合する具体的措置をとることができる。

免する権限を有する。 長と副区長、郷長と副郷長、鎮長と副鎮長を選挙し、かつ龍長と副区長、郷長と副郷長、市長と副市長、県長と副県長、区人民政府の省長と副省長、市長と副市長、県長と副県長、区第一○一条 地方各級の人民代表大会はそれぞれ同じ級の

認を申請しなければならない。 察院検察長に報告し、その級の人民代表大会常務委員会の承察院検察長に報告し、その級の人民代表大会常務委員会の承院長と人民検察院検察長の選出または罷免は、上の級の人民検院長と人民検察院検察長を選挙し、かつ罷免する権限を有す

第一〇二条 省、直轄市、区を設けている市の人民代表大

い市、市管轄区、郷、民族郷、鎮の人民代表大会の代表は、会の代表は、選挙母体の監督を受ける。県、区を設けていな

の定める手続きにもとづいて、自己の選出した代表を罷免す地方各級の人民代表大会代表の選挙母体と選挙民は、法律

選挙民の監督を受ける。

第一〇三条 県級以上の地方各級の人民代表大会常務委員る権利を有する。

県級以上の地方各級人民代表大会は、同じ級の人民代表大の人民代表大会に対して責任を負い、かつ活動を報告する。会は、主任、副主任若干名、委員若干名で構成され、同じ級

ならない。 国家の行政機関、裁判機関および検察機関の職務を担っては 県級以上の地方各級の人民代表大会常務委員会の構成員は、会常務委員会の構成員を選挙し、かつ罷免する権限を有する。

会は、その行政区域の各分野の活動の重要事項を討議・決定第一〇四条 県級以上の地方各級の人民代表大会常務委員

の人民代表大会の閉会中は、一級上の人民代表大会の個別のる権限にもとづいて国家機関勤務員の任免を決定し、同じ級級下の人民代表大会の不適当な決議を取り消し、法律の定めし、同じ級の人民政府の不適当な決定と命令を取り消し、一し、同じ級の人民政府、人民法院、人民検察院の活動を監督

代表を罷免し、または補充選挙を行う。

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

地方各級の人民政府は、省長、市長、県長、区長、郷長、機関の執行機関であり、地方各級の国家行政機関である。第一〇五条 地方各級の人民政府は、地方各級の国家権力

の人民代表大会の毎期の任期と同じである。 第一〇六条 地方各級の人民政府の毎期の任期は、同じ級

鎮長の責任制を実行する。

やる権限にもとづいて、その行政区域内の経済、教育、科学第一○七条 - 県級以上の地方各級の人民政府は、法律の定

活動を管理し、決定と命令を発布し、行政勤務員を任免、研民政、公安、民族事務、司法行政、監察、計画出産等の行政文化、衛生、体育事業、都市・農村建設事業、および財政、める権限にもとづいて、その行政区域内の経済、教育、科学、

議および上の級の国家行政機関の決定と命令を執行し、その郷、民族郷、鎮の人民政府は、同じ級の人民代表大会の決

修、考課し、賞罰を与える。

省、直轄市の人民政府は、郷、民族郷、鎮の設置と区画制行政区域内の行政活動を管理する。

定を決定する。

す権限を有する。び下の級の人民政府の不適当な決定を変更し、または取り消び下の級の人民政府の不適当な決定を変更し、所属各部門およ門および下の級の人民政府の活動を指導し、所属各部門およ第一○八条 県級以上の地方各級の人民政府は、所属各部

第一〇九条 県級以上の地方各級の人民政府は会計検査機

政府と一級上の会計検査機関に対して責任を負う。ろにより、独立して会計検査監督権を行使し、同じ級の人民関を設ける。地方各級の会計検査機関は、法律の定めるとこ

の人民代表大会常務委員会に対し責任を負い、かつ活動を報各級の人民政府は同じ級の人民代表大会の閉会中は、同じ級会に対し責任を負い、かつ活動を報告する。県級以上の地方第一一○条 地方各級の人民政府は、同じ級の人民代表大第一一○条

れも国務院に服従する。国務院の統一的指導のもとにある国家行政機関であり、いず国務院の統一的指導のもとにある国家行政機関であり、いずを負い、かつ活動を報告する。全国の地方各級の人民政府は、一級上の国家行政機関に対し責任

は法律で定める。 選挙する。住民委員会、村民委員会と基層政権との相互関係る。住民委員会、村民委員会の主任、副主任、委員は住民が住民委員会または村民委員会は、基層の大衆的自治組織であ年民委員会または村民委員会は、基層の大衆的自治組織であ第一一一条 都市と農村の住民の居住区ごとに設けられた

つ人民政府に対し大衆の意見と要求を反映し提議を行う。処理し、民間の紛争を調停し、社会治安の維持に協力し、か生等の委員会を設けて、その居住区の公共事務と公益事業を住民委員会、村民委員会は、人民調停、治安保衛、公衆衛

第六節 民族自治地方の自治機関

自治県の人民代表大会と人民政府である。 第一一二条 民族自治地方の自治機関は、自治区、自治州

担うべきである。 担うべきである。 担うべきである。 担うべきである。 担うべきである。 担うべきである。 担うべきである。 担うべきである。 を実行する民族の代表のほか、その行政区域内に居 を実行する民族の代表のほか、その行政区域内に居 を実行する民族の代表のほか、その行政区域内に居

第一一四条 自治区主席、自治州州長、自治県県長は、

X

域自治を実行する民族の公民が担う。

の法律、政策を貫徹し執行する。とづいて自治権を行使し、その地方の実際状況に即して国家憲法、民族区域自治法およびその他の法律の定める権限にも第三章第五節の定める地方国家機関の職権を行使し、同時に第一一五条 自治区、自治州、自治県の自治機関は、憲法

を生ずる。自治州、自治県の自治条例と単行条例は、省また全国人民代表大会常務委員会に報告し承認されたのちに効力例を制定する権限を有する。自治区の自治条例と単行条例は、族の政治、経済、文化の特色に照らして、自治条例と単行条族の政治、経済、文化の特色に照らして、自治条例と単行条第一一六条 民族自治地方の人民代表大会は、その地の民

は自治区の人民代表大会常務委員会に報告し承認されたのち

に効力を生じ、かつ全国人民代表大会常務委員会に報告し記

録にとどめる。

族自治地方に属するものとされた財政収入は、民族自治地方 する自治権を有する。およそ国家の財政制度にもとづいて民 の自治機関が自主的に調整し使用すべきである。 第一一七条 民族自治地方の自治機関は、地方財政を管理

のもとに自主的に地方的な経済建設事業を調整し管理する。 第一一八条 民族自治地方の自治機関は、国家計画の指針

民族自治地方の利益を配慮すべきである。 国家は、民族自治地方で資源を開発し企業を建設する場合、

化遺産を保護・整理し、民族文化を発展・繁栄させる。 方の教育、科学、文化、衛生、体育事業を管理し、民族の文 第一一九条 民族自治地方の自治機関は、自主的にその地

その地方で社会治安を維持する公安部隊を組織できる。 および当地の実際の必要にもとづいて、国務院の承認を経て、 第一二〇条 民族自治地方の自治機関は、国家の軍事制度

当地で通用する一種または数種の言語・文字を使用する。 たって、その民族自治地方の自治条例の定めるところにより、 第一二一条 民族自治地方の自治機関は、職務の執行にあ

数民族が経済建設と文化建設の事業をすみやかに発展させる 第一二二条国家は、 中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋) 財政、物資、技術等の面から、各少

よう援助する。

各種の専門的人材、 国家は、民族自治地方が当地の民族のなかから各級の幹部 技術労働者を大量に育成するよう援助す

第七節 人民法院および人民検察院 る。

ある。 第一二三条 中華人民共和国人民法院は国家の裁判機関で

の任期と同じであり、連続就任は二期を超えてはならない。 の人民法院、軍事法院等の専門人民法院を設ける。 第一二四条 最高人民法院院長の毎期の任期は全国人民代表大会の毎期 中華人民共和国は、 最高人民法院、 地方各級

受ける権利を有する。 る特別の場合を除き、一律に公開して行う。被告人は弁護を 第一二五条 人民法院における事件の審理は、 法律の定め

人民法院の組織は法律で定める。

渉を受けない。 立して裁判権を行使し、行政機関、社会団体および個人の干 第一二六条 人民法院は、法律の定めるところにより、独

最高人民法院は地方各級の人民法院と専門人民法院の裁判 第一二七条 最高人民法院は最高裁判機関である。

三八五

活動を監督する。 活動を監督し、上の級の人民法院は下の級の人民法院の裁判

民代表大会常務委員会に対し責任を負う。地方各級の人民法第一二八条 最高人民法院は、全国人民代表大会と全国人

第一二九条 中華人民共和国人民検察院は国家の法律監督院は、その創出母体である国家権力機関に対し責任を負う。

第一三〇条 中華人民共和国は、最高人民検察院、地方各機関である。

級の人民検察院、軍事検察院等の専門人民検察院を設ける。

毎期の任期と同じであり、連続就任は二期を超えてはならな最高人民検察院検察長の毎期の任期は全国人民代表大会の

人民検察院の組織は法律で定める。

独立して検察権を行使し、行政機関、社会団体および個人の第一三一条 人民検察院は、法律の定めるところにより、

べきである。

干渉を受けない。

第一三二条 最高人民検察院は最高検察機関である。

察院の活動を指導する。 察院の活動を指導し、上の級の人民検察院は下の級の人民検察院の活動を指導し、上の級の人民検察院は下の級の人民検察院および専門人民検

人民代表大会常務委員会に対し責任を負う。地方各級の人民第一三三条 最高人民検察院は、全国人民代表大会と全国

第一三四条 各民族の公民はすべて、その民族の言語・文検察院に対し責任を負う。

ては、かれらのために通訳すべきである。は、当地で通用する言語・文字に通じない訴訟関係人に対し字を用いて訴訟を行う権利を有する。人民法院と人民検察院

に協力、相互に制約して、法律の的確で有効な執行を保証す事事件を処理するにあたっては、分担して責任を負い、相互地で通用する一種または数種の文字を使用すべきである。地区は、当地で通用する言語を用いて審理を行うべきである。少数民族が集居する、または多くの民族がともに居住する少数民族が集居する、または多くの民族がともに居住する

第四章 国旗、国章、首都

天安門で、その周囲は穀物の穂と歯車である。 第一三七条 中華人民共和国の国章は、中央が五星の輝く第一三六条 中華人民共和国の国旗は五星紅旗である。

第一三八条 中華人民共和国の首都は北京である。

憲法、組織法類

- 日改正、一九九五年二月二八日改正)採択、一九八二年一二月一○日改正、一九八六年一二月二採択、一九八二年一二月一○日改正、一九八六年一二月二年大民共和国地方各級人民代表大会および地方各級人民
- 日改正、一九九五年二月二八日改正) 採択、一九八二年一二月一〇日改正、一九八六年一二月二採択、一九八二年一二月一〇日改正、一九八六年一二月二十会選挙法(一九七九年七月一日、全国人民代表大会会議*中華人民共和国全国人民代表大会および地方各級人民代表
- 九九六年一○月二九日改正)・中国人民解放軍の全国人民代表大会常務委員会会議採択、一財一○日、全国人民代表大会代表の選挙弁法(一九八一年六九九六年一○月二九日改正)
- 日、全国人民代表大会常務委員会会議採択)代表大会常務委員会の若干の規定(一九八三年三月五県級以下の人民代表大会の直接選挙に関する全国人民
- ・服役中の犯罪者および被勾留者の選挙権の問題に関す

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

)亘江11(11八十三三十二コー) 人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部、民政部人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部、民政部る全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会、最高

の連合通知(一九八四年三月二四日)

全国人民代表大会常務委員会の決定(一九九七年五月省、自治区、直轄市の人民代表大会代表定数に関する

九日)

八六年一二月二日改正) 国人民代表大会会議採択、一八八三年九月二日改正、一九*中華人民共和国人民法院組織法(一九七九年七月一日、全

・人民法院執行工作上の若干の問題に関する最高人民法一日、最高人民法院裁判委員会会議採択)

・人民法院裁判員の違法裁判の責任追及弁法〔試行〕(一院の規定〔試行〕(一九九八年七月一八日)

九九八年八月二六日、最高人民法院発布)

二年八月二日、最高人民法院発布)・人民法院の合議廷の工作に関する若干の規定(二〇〇

人民法院執行工作紀律処分弁法 (二〇〇二年九月一二

日、最高人民法院発布)

人民調解工作の若干の規定 (二〇〇二年九月二六日

*中華人民共和国人民検察院組織法 (一九七九年七月一日

九八六年一二月二日改正) 全国人民代表大会会議採択、一九八三年九月二日改正、一

- ○月一○日、最高人民檢察院檢察委員会会議採択)・人民檢察院刑事檢察工作細則〔施行〕(一九九一年一)
- ·人民検察院郷(鎮)検察室工作条例(一九九三年四月
- ・検察機関が人民代表大会およびその常務委員会の監督二二日、最高人民検察院検察委員会会議採択)
- *中華人民共和国建国以来制定された法律、法令の効力問題六月一七日、最高人民検察院検察委員会会議採択)を受ける上での若干の問題に関する規定(一九九三年
- に関する全国人民代表大会常務委員会の決議(一九七九年
- *中華人民共和国国籍法(一九八〇年九月一〇日、全国人民

一一月二九日

- *法律解釈工作の強化に関する全国人民代表大会常務委員会代表大会会議採択)
- の決議(一九八一年六月一〇日)
- 庁の通知(一九九三年三月三日)・行政法規解釈の権限と手続の問題に関する国務院弁公
- **一三日、最高人民去院践門委員会会議采尺、一九ん七司法解釈工作に関する若干の規定(一九九六年一○月**
- 「わが国の社会主義時期の宗教問題に関する基本観点と基年六月二三日、最高人民法院印刷・配布)二三日、最高人民法院裁判委員会会議採択、一九九七

- *中華人民共和国文物保護法(一九八二年一一月一九日、全本政策」の中共中央の通知(一九八二年三月三一日)
- 日改正、二〇〇二年一〇月二八日改正)国人民代表大会常務委員会会議採択、一九九一年六月二九
- ·中華人民共和国文物保護法実施細則(一九九二年四月)
- (一九八二年一二月四日)*中華人民共和国国歌に関する全国人民代表大会会議の決議三〇日、国務院承認)
- *中華人民共和国全国人民代表大会組織法(一九八二年一二
- ・中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会議事規則月一〇日、全国人民代表大会会議採択)

(一九八七年一一月二四日、全国人民代表大会常務委

- ・中華人民共和国人民代表大会議事規則(一九八九年四員会会議採択)
- ·全国人民代表大会常務委員会構成員守則 (一九九三年月四日、全国人民代表大会会議採択)
- 全国人民代表大会会議採択)*中華人民共和国国務院組織法(一九八二年一二月一〇日*中華人民共和国国務院組織法(一九八二年一二月一〇日
- く対処することに関する国家民族委員会の通知(一九八三*宣伝・報道・文芸創作上で少数民族の風俗習慣問題に正し
- 年一月二五日)

- 政社分離を実行し郷政府を設立することに関する中共中

*精神汚染を一掃する上で宗教問題に正しく対処することに 央・国務院の通知(一九八三年一〇月一二日)

関する中共中央の指示(一九八三年一二月三一日)

*中華人民共和国民族区域自治法 (一九八四年五月三一日、

全国人民代表大会会議採択、二〇〇一年二月二八日改正)

中華人民共和国民族区域自治法の更なる貫徹・実施上 の若干の問題に関する国務院の通知(一九九一年一二

民族郷行政工作条例(一九九三年八月二九日、

国務院

月八日)

都市民族工作条例(一九九三年八月二九日、国務院承

*中華人民共和国兵役法 (一九八四年五月三一日、全国人民 代表大会会議採択)

徴兵工作条例(一九八五年一○月二四日、国務院 央軍事委員会発布、二〇〇一年九月五日改正)

中

出版署発布)

民兵工作条例(一九九○年一○月二六日、国務院常務

*全国性の組織の成立を厳格に規制することに関する中共中 央、国務院の通知 (一九八四年一一月一七日) 会議・中央軍事委員会常務会議採択)

*行政区画の管理に関する国務院の規定(一九八五年一月一

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

五日、 国務院発布

*公開・発行される書籍刊行物上で民族、宗教問題に慎重に 対処することに関する中央統一戦線部の通知(一九八五年

三月二三日

*法律常識を公民のなかに基本的に普及させることに関する 全国人民代表大会常務委員会の決定(一九八五年一一月二

*宣伝・報道・文芸創作上での少数民族の醜化・侮辱事件の 家民族委員会の通知(一九八六年二月一七日 *少数民族の風俗習慣問題に慎重に対処することに関する国

継続的発生の防止に関する中共中央宣伝部・中共中央統一 戦線部・国家民族委員会の通知(一九八七年六月三〇日)

*中国人民解放軍現役兵士服役条例 (一九八八年九月二三日) *定期刊行物管理暫行規定 (一九八八年一一月二四日、新聞 国務院・中央軍事委員会発布、一九九九年六月三〇日改正)

· 「定期刊行物管理暫行規定」行政処罰実施弁法 (一九

八九年六月二二日、新聞出版署発布

*第一四世パンチェンラマ大師の葬儀と転世問題に関する国 務院の決定(一九八九年一月三〇日)

*民族、宗教問題に関係する書籍刊行物を真剣に検査するこ

とに関する新聞出版署の通知(一九八九年五月一〇日)

- ・社会団体登記管理条例(一九八九年一○月一三日、 常務会議採択 国務院
- ·宗教社会団体登記管理実施弁法 (一九九一年五月六日、 国務院発布
- 中華人民共和国集会・行進・示威法(一九八九年一〇月三 Ħ 全国人民代表大会常務委員会会議採択
- ・「集会・行進・示威法」の貫徹・執行上の若干の問題
- に関する公安部の通知(一九九〇年六月一六日)
- 二年五月一二日、国務院承認 中華人民共和国集会・行進・示威法実施条例(一九九
- *中華人民共和国都市住民委員会組織法 (一九八九年一二月 二六日、全国人民代表大会常務委員会会議採択
- *外国記者および常駐外国報道機構管理条例 (一九九〇年一 月一一日、国務院常務会議採択
- *弁護士業務費用管理弁法(一九九○年二月一五日、 財政部・国家物価局発布 司法部
- *中華人民共和国香港特別行政区基本法 (一九九〇年四月四 日、全国人民代表大会会議採択
- *国家民族委員会·国務院第四次人口全国調査指導小組·公 安部「中国公民の民族要素を確定することに関する規定」
- *中華人民共和国国旗・国章侮辱罪を処罰することに関する

(一九九〇年五月一〇日

全国人民代表大会常務委員会の決定(一九九○年六月二八

*中華人民共和国国旗法(一九九〇年六月二八日、全国人民 代表大会常務委員会会議採択

*有線テレビ管理暫行弁法 (一九九〇年一一月二日、 承認 国務院

・有線テレビ管理暫行弁法実施細則(一九九一年四月二

*中華人民共和国帰国華僑・在外華僑国内居住家族の権益保 ○日、放送・映画・テレビ部発布

会議採択、二〇〇〇年一〇月三一日改正

護法(一九九○年九月七日、全国人民代表大会常務委員会

・中華人民共和国帰国華僑・在外華僑国内居住家族の権

益保護法実施弁法(一九九三年七月一九日、 国務院発

版署発布

*新聞雑誌管理暫行規定 (一九九〇年一二月二四日)

新聞出

布

*中華人民共和国条約締結手続法 (一九九〇年一二月二八日 全国人民代表大会常務委員会会議採択

*共産党員の宗教信仰問題を適切に解決することに関する中 共中央組織部の通知(一九九一年一月二八日

*宗教工作を更に良く遂行する上での若干の問題に関する中 共中央、国務院の通知(一九九一年二月五日

·中華人民共和国国章法(一九九一年三月二日、全国人民代

表大会常務委員会会議採択

上での若干の問題に関する国務院の通知(一九九一年一二*「中華人民共和国民族区域自治法」を更に貫徹・実施する

*中華人民共和国全国人民代表大会および地方各級人民代表月八日)

*外国弁護士事務所が中国国内において弁事処を設立するこ採択) 採択) 大会代表法(一九九二年四月三日、全国人民代表大会会議

とに関する暫行規定(一九九二年五月二六日、司法部・国

家工商行政管理局発布)

る上での関係事務に関する司法部の通知(一九九二年八月*中国の弁護士事務所が中国国外において弁事機構を設立す

四日

三一日、全国人民代表大会会議採択)*中華人民共和国マカオ特別行政区基本法(一九九三年三月

*中華人民共和国農業法(一九九三年七月二日、全国人民代

・基本農田保護条例(一九九四年七月四日、国務院常務表大会常務委員会会議採択)

国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国科学技術進歩法(一九九三年七月二日、全

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

*都市民族工作条例(一九九三年八月二九日、国務院承認)*民族郷行政工作条例(一九九三年八月二九日、国務院承認

民代表大会常務委員会の若干の規定(一九九三年九月二日)*法律の実施状況に対する検査・監督の強化に関する全国人

日、全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国消費者権益保護法(一九九三年一○月三一

*弁護士職業道徳・執務紀律に関する司法部の規範(一九九王) 全国プライジブ会常派委員会会請おおご

三年一二月二七日)

・宗教院校による外国籍専門家招聘・任用弁法(一九九四年一月三一日、国務院発布)

安部発布) 八年一一月一九日、宗教事務局・国家外国専家局・公

布)*宗教活動場所管理条例(一九九四年一月三一日、国務院発*宗教活動場所管理条例(一九九四年一月三一日、国務院発

院宗教事務局発布) 宗教活動場所登記弁法(一九九四年四月一三日、国務

国務院宗教事務局発布)宗教活動場所年度検査弁法(一九九六年七月二九日、

代表大会会議採択)

全国

人民

*音響・映像製品管理条例(一九九四年八月二五日、国務院

三九

口当該条例は、同一名称の新条例(二〇〇一年一二月二 五日、国務院発布)の制定とともに廃棄された。

*中華人民共和国広告法 (一九九四年一〇月二七日、全国人

民代表大会常務委員会会議採択

*中華人民共和国裁判官法 (一九九五年二月二八日、全国人 民代表大会常務委員会会議採択、二〇〇一年六月三〇日改

*中華人民共和国検察官法 (一九九五年二月二八日、全国人 民代表大会常務委員会会議採択、二〇〇一年六月三〇日改

*中華人民共和国戒厳法 (一九九六年三月一日、全国人民代 *来信·来訪条例 (一九九五年一〇月二八日、国務院発布)

表大会常務委員会会議採択

*映画管理条例 (一九九六年六月一九日、国務院発布 □当該条例は、同一名称の新条例(□○○一年一二月二

五日、国務院発布)の制定とともに廃棄された。

*旅行社管理条例(一九九六年一○月一五日、国務院発布、 二〇〇一年一二月改正

*中華人民共和国香港特別行政区駐軍法 (一九九六年一二月

*中華人民共和国弁護士法 (一九九六年五月一五日、全国人 三〇日、全国人民代表大会常務委員会採択

民代表大会常務委員会会議採択、二〇〇一年一二月二九日

·外国弁護士事務所駐華代表機構管理条例(二〇〇一年

一二月二二日、

国務院発布

*出版管理条例 (一九九七年一月二日、国務院発布

五日、国務院発布)の制定とともに廃棄された。

□当該条例は、同一名称の新条例(二○○一年一二月二

*印刷業管理条例 (一九九七年三月八日、国務院発布)

*中華人民共和国国防法 (一九九七年三月一四日、全国人民

代表大会会議採択)

*重慶直轄市の設立承認に関する第八期全国人民代表大会第

五回会議の決定 (一九九七年三月一四日)

*法律援助工作の展開に関する司法部の通知(一九九七年五

月二〇日

*テレビ放送管理条例 (一九九七年八月一日、 国務院常務会

国務院常

*営業演劇管理条例 (一九九七年八月一日、

国務院常務会議

*社会団体登記管理条例 (一九九八年九月二五日、

*民営非企業単位登記管理暫行条例 (一九九八年九月二五日、 国務院常務会議採択

完常夯会義采尺) *事業単位登記管理暫行条例(一九九八年九月二五日、国務

*中華人民共和国村民委員会組織法(一九九八年一一月四日、

*呉彩揚沂奎里於列(一九九九下三寸二六十、國務完全国人民代表大会常務委員会会議採択)

二八日、全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国マカオ特別行政区駐軍法(一九九九年六月*娯楽場所管理条例(一九九九年三月二六日、国務院発布)

新川にはつまでつけることである。またいでは、またいでは、 *邪教組織を組織・利用した犯罪事件を処理する上の具体的

察委員会会議採択) 員会会議採択、一九九九年一○月八日、最高人民検察院検員会会議採択、一九九九年一○月九日、最高人民法院裁判委察院の解釈(一九九九年一○月九日、最高人民法院裁判委適用法律の若干の問題に関する最高人民法院・最高人民検

国人民代表大会常務委員会会議採択)
代表大会常務委員会の決定(一九九九年一○月三○日、全*邪教組織の取締、邪教活動の防止・懲罰に関する全国人民

代表大会会議採択)*中華人民共和国立法法(二〇〇〇年三月一五日、全国人民

院の通知(二〇〇〇年六月八日)・「中華人民共和国立法法」の貫徹・実施に関する国務

*中華人民共和国国防牧育族(こつ)一手切打二人士、全国一二一日、全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国国家通用言語・文字法(二○○○年一○月

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋)*中華人民共和国国防教育法(二〇〇一年四月二八日、全国

人民代表大会常務委員会会議採択)

察院の解釈〔二〕(二〇〇一年六月一〇日、最高人民法院適用法律の若干の問題に関する最高人民法院・最高人民検*邪教組織を組織・利用した犯罪事件を処理する上の具体的

*中華人民共和国人口・計画出産法 (二〇〇一年一二月二九

裁判委員会会議採択、最高人民検察院検察委員会会議採択、

日、全国人民代表大会常務委員会会議採択)

中国新聞出版総署、中国信息産業部発布)*インターネット出版管理暫行規定(二○○二年六月二七日

(二) 行政法類

国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国住民身分証条例(一九八五年九月六日、今

一九九九年七月二九日改正)一一月三日、国務院承認、一九九一年一二月三日改正、一十月三日、国務院承認、一九九一年一二月三日改正、中華人民共和国住民身分証条例実施細則(一九八六年

二日、全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国外国人出入国管理法(一九八五年一一月二

中華人民共和国外国人出入国管理法実施細則(一九

六年一二月三日、国務院承認、一九九四年七月一三日・重・上月末日夕日・七月日三日

九二

- 日、全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国公民出入国管理法(一九八五年一一月二二
- 年一二月三日、国務院承認、一九九四年七月一三日改・中華人民共和国公民出入国管理法実施細則(一九八六
- 院承認) *行政法規制定手続暫行条例(一九八七年四月二一日、国務
- 一一月一六日、国務院発布)の制定とともに廃棄され□当該暫行条例は、行政法規制定手続条例(二○○一年
- 務院弁公庁発布、一九九三年一一月二一日改正)*国家行政機関公文書処理弁法(一九八七年二月一八日、国
- ・「国家行政機関公文書処理弁法」の発布に関する国務
- *郷鎮法律サービス・ステーションに関する司法部の暫行規院の通知(二○○○年八月二四日)
- **定(一九八七年五月三○日) *郷鎮法律サービス・ステーションに関する司法部の暫行**

*中華人民共和国檔法 (一九八七年九月五日、全国人民代表

布

- ・中華人民共和国檔案法実施弁法(一九九○年一○月二大会常務委員会会議採択)
- 四日、国務院承認)
- 八年九月九日、国務院常務会議採択)*国家行政機関勤務員汚職・賄賂行政処分暫行規定(一九八

- 細則(一九八九年九月八日、監察部発布)・国家行政機関勤務員汚職・賄賂行政処分暫行規定実施
- 部の規定(一九八九年一月二〇日、司法部発布)*司法行政法律・法規の起草および規章の制定に関する司法
- 民代表大会会議採択)*中華人民共和国行政訴訟法(一九八九年四月四日、全国人
- 国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国環境保護法(一九八九年一二月二六日、全
- き呆を引き行い、一九九二年七月七日、国家環・環境保護行政処罰弁法(一九九二年七月七日、国家環
- *中華人民共和国都市計画法(一九八九年一二月二六日、全境保護局発布)
- 国人民代表大会常務委員会会議採択)
- □当該規定は、法規・規章登録条例(□○○一年一二月

*法規·規章登録規定(一九九〇年二月一八日、国務院発布)

- *司法行政法制工作規定(一九九〇年八月一八日、司法部発一四日、国務院発布)の制定とともに廃棄された。
- *行政再議条例(一九九○年一一月九日、国務院常務会議採
- *中華人民共和国行政監察条例(一九九〇年一一月二三日、
- 国務院常務会議採択)

*農民の費用・労務負担の管理条例(一九九一年一二月七日、

国務院発布

*中国公民台湾地区往来管理弁法 (一九九一年一二月一七日、

国務院発布

*国家公務員暫行条例 (一九九三年四月二四日、 国務院常務

中華人民共和国国家賠償法(一九九四年五月一二日、 全国

人民代表大会常務委員会会議採択

人民法院賠償委員会の賠償事件審理手続に関する最高 人民法院の暫行規定(一九九六年五月六日

「人民検察院刑事賠償工作規定」の貫徹・執行に関す る最高人民検察院の通知(二○○○年一二月二八日)

する国務院の決定(一九九四年五月一六日、国務院発布)

一九九三年末以前に発布された一部の行政法規の廃止に関

*中華人民共和国行政処罰法 (一九九六年三月一七日、全国

人民代表大会会議採択)

中国公民自費出国観光管理暫行弁法(一九九七年三月一七 □当該弁法は中国公民出国観光管理弁法(二○○二年五 国務院承認

*刑事法律援助工作に関する最高人民法院、司法部の連合通 月一三日、国務院発布)の制定とともに廃棄された。

*法律援助工作の展開に関する司法部の通知 (一九九七年五 知 (一九九七年四月九日)

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋)

月二〇日

*中華人民共和国行政監察法 (一九九七年五月九日、 民代表大会常務委員会会議採択 全国人

*国務院行政機構設置・編制管理条例(一九九七年八月三日)

*農村で村務公開と民主的管理制度を普遍的に実行すること

国務院発布

に関する中共中央弁公庁、国務院弁公庁の通知(一九九八

*地方政府機構改革に関する中共中央、国務院の意見 (一九

年四月一八日)

九九年一月五日

*中華人民共和国行政再議法 (一九九九年四月二九日、

全国

人民代表大会常務委員会会議採択

・「中華人民共和国行政再議法」の貫徹・実施に関する 国務院の通知(一九九九年五月六日

*行政法規の解釈権限と手続の問題に関する国務院弁公庁の

通知 (一九九九年五月一〇日)

*三峡工事庫区移民工作の若干の問題に関する国務院の通知 (一九九九年六月六日

*法による行政の全面的推進に関する国務院の決定(一九九 九年一一月八日

*刑事訴訟活動において法律援助工作を展開することに関す る最高人民検察院、 司法部の連合通知 (二〇〇〇年四月二

四日

- とに関する中共中央弁公庁、国務院弁公庁の通知(二〇〇*全国郷鎮政権機関が行政務公開制度を全面的に推進するこ
- 〇年一二月六日)
- *行政区域境界線管理条例(二〇〇二年五月一三日、国務院*規章制定手続条例(二〇〇一年一一月一六日、国務院発布)

発布)

- 全国人民代表大会常務委員会会議採択)
 *中華人民共和国環境影響評価法(二○○二年一○月二八日、
- *国務院機構改革方案に関する全国人民代表大会会議の決定(全国人民代表大会常務委員会会諸拐折)
- (二〇〇三年三月一〇日)

三) 民事、経済法権

- 二二日改正) 改正、一九八七年一二月二一日改正、二〇〇一年七月三年九月二〇日、国務院発布、一九八六年一月一五日三年九月二〇日、国務院発布、一九八六年一月一五日・中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例(一九八
- *中華人民共和国婚姻法(一九八○年九月一○日、全国人民

代表大会会議採択、二〇〇一年四月二八日改正

・婚姻登記管理条例(一九九四年一月一二日、国務院承

認)

*中華人民共和国経済契約法(一九八一年一二月三一日、一九九九年八月三○日改正)

国人民代表大会会議採択、一九九三年九月二日改正)

全

代表大会常務委員会会議採択、一九九三年二月二二日改正)*中華人民共和国商標法(一九八二年八月二三日、全国人民

・中華人民共和国商標法実施細則(一九八八年一月三日

国務院承認、一九九三年七月二八日改正)

○○二年八月三日、国務院発布)の制定とともに廃口当該実施細則は、中華人民共和国商標法実施条例(二

棄された。

代表大会常務委員会会議採択、一九九二年九月四日改正、*中華人民共和国特許法(一九八四年三月一二日、全国人民

・中華人民共和国特許法実施細則(一九九二年一二月一二〇〇〇年八月二五日改正)

二日、国務院承認、二〇〇一年六月一五日改正)

*中華人民共和国相続法(一九八五年四月一〇日、全国人民

代表大会会議採択

*中華人民共和国民法通則 (一九八六年四月一二日、全国人 民代表大会会議採択

*中華人民共和国外資企業法 (一九八六年四月一二日、全国 人民代表大会会議採択、二〇〇〇年一〇月三一日改正.

・中華人民共和国外資企業法実施細則(一九九〇年一〇

月二八日、国務院承認、二〇〇一年四月一二日改正)

*中華人民共和国土地管理法(一九八六年六月二五日、全国 人民代表大会常務委員会会議採択、一九八八年一二月二九

日改正、一九九八年八月二九日改正 ・中華人民共和国土地管理法実施条例(一九九一年一月

四日、国務院発布、一九九八年一二月二四日改正)

中華人民共和国全人民所有制工業企業法(一九八八年四月 一三日、全国人民代表大会会議採択

全人民所有制工業企業経営メカニズム転換条例(一九 九二年六月三〇日、国務院常務会議採択)

*中華人民共和国私営企業暫行条例 (一九八八年六月三日、 国務院常務会議採択

*中華人民共和国中外合作経営企業法 (一九八八年四月一三 日、全国人民代表大会会議採択、二○○○年一○月三一日

*人民調解委員会組織条例(一九八九年五月五日、 国務院常

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

人民調解委員会および調解員奨励弁法 (一九九一年七

*中華人民共和国鄉村集団所有制企業条例 (一九九〇年五月 月一二日、司法部発布)

*中華人民共和国著作権法 (一九九〇年九月七日、 一一日、国務院常務会議採択 全国人民

代表大会会議採択、二〇〇一年一〇月二七日改正

・国際著作権条約の実施規定(一九九二年九月二五日、

中華人民共和国著作権法実施条例(一九九一年五月二 国務院発布)

四日、国務院承認)

□当該実施条例は、 年八月二日、国務院発布)の制定とともに廃棄され 同一名称の新実施条例

*中華人民共和国民事訴訟法 (一九九一年四月九日、 民代表大会会議採択 全国人

*中華人民共和国都市集団所有制企業条例 (一九九一年六月

二一日、国務院常務会議採択

*中華人民共和国養子緣組法(一九九一年一二月二九日、全 国人民代表大会常務委員会会議採択、 一九九八年一一月四

日改正)

中国公民子女養子縁組登記弁法(一九九九年五月一二 国務院承認

三九八

改正) 民代表大会常務委員会会議採択、一九九九年一二月二五日 中華人民共和国会社法(一九九三年一二月二九日、全国人

日、全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国都市家屋・土地管理法(一九九四年七月五

代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国仲裁法(一九九四年八月三一日、全国人民

国人民代表大会常務委員会会議採択) 电人民代表大会常務委員会会議採択)

*中華人民共和国共同組合企業法 (一九九七年二月二三日)

全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国個人独資企業法(一九九九年八月三〇日全国人民代表大会常務委員会会議採択)

全国人民代表大会常務委員会採択) 中華人民共和国中小企業促進法 (二〇〇二年六月二九日、

(四) 刑事、治安管理法類

・労働教化に関する国務院の補充規定(一九七九年一一日、全国人民代表大会常務委員会会議承認)

月二九日、全国人民代表大会常務委員会会議承認

布) ・労働教化施行弁法(一九八二年一月二一日、公安部発

司法部発布)・労働教化管理工作執法細則(一九九二年八月一〇日、

八月九日)

全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国逮捕・勾留条例(一九七九年二月二三日

二月二五日改正、二〇〇一年一二月二九日改正、二〇〇二大会会議採択、一九九七年三月一四日改正、一九九九年一*中華人民共和国刑法(一九七九年七月一日、全国人民代表

民代表大会会議採択、一九九六年三月一七日改正)*中華人民共和国刑事訴訟法(一九七九年七月一日、全国人年一二月二八日改正)

九九七年一月一五日、最高人民検察院検察委員会採択)・人民検察院「中華人民共和国刑事訴訟法」実施規則(一

部、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会の規民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法・刑事訴訟法の実施における若干の問題に関する最高人

規則(一九九九年一月一八日)中華人民共和国最高人民検察院の人民検察院刑事訴訟

定 (一九九八年一月一九日)

* 死刑事件の審査・承認問題に関する全国人民代表大会常務 委員会の決定(一九八一年六月一〇日

*経済を重大に破壊する犯罪者を厳罰に処することに関する

*社会治安に重大な危害を与える犯罪者を厳罰に処すること 全国人民代表大会常務委員会の決定(一九八二年三月八日)

に関する全国人民代表大会常務委員会の決定(一九八三年 九月二日

*刑事事件の処理期間に関する全国人民代表大会常務委員会 の補充規定(一九八四年七月七日)

*社会治安に重大な危害を与える犯罪者の迅速な裁判手続き に関する全国人民代表大会常務委員会の決定(一九八三年

*中華人民共和国治安管理処罰条例 (一九八六年九月五日、 全国人民代表大会常務委員会会議採択、一九九四年五月一

九月二日)

治安拘留所管理弁法〔試行〕(一九九〇年一月三日、 公安部発布

二日改正)

*不法な出版活動に厳しい打撃を与えることに関する国務院 の通知(一九八七年七月六日

*汚職罪・賄賂罪の処罰に関する全国人民代表大会常務委員 会の補充規定(一九八八年一月二一日)

家行政機関勤務員の汚職・賄賂行政処分暫行規定

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

(一九八八年九月九日、国務院常務会議採択

国家行政機関勤務員の汚職・賄賂行政処分暫行規定実 施細則 (一九八九年九月八日、監察部発布)

*中華人民共和国国家秘密保護法 (一九八八年九月五日、全 国人民代表大会常務委員会会議採択

・国家秘密漏洩罪の処罰に関する全国人民代表大会常務 委員会の補充規定(一九八八年九月五日

・中華人民共和国国家秘密保護法実施弁法(一九九〇年 四月二五日、国務院承認)

*中華人民共和国看守所条例 (一九九〇年三月一七日、 国務

院発布

*猥褻物を密輸・制作・販売・頒布する犯罪者の処罰に関す る全国人民代表大会常務委員会の決定(一九九〇年一二月

*社会治安の総合的整備・管理の強化に関する全国人民代表

大会常務委員会の決定(一九九一年三月二日

*中華人民共和国国家安全法 (一九九三年二月二二日、全国

人民代表大会会議採択 中華人民共和国国家安全法実施細則 (一九九四年五月

〇日、国務院常務会議採択)

*中華人民共和国監獄法 (一九九四年一二月二九日、全国人 民代表大会常務委員会会議採択

四〇〇

- 人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国人民警察法(一九九五年二月二八日、全国
- *公安機関刑事事件処理手続規定(一九九八年五月一四日、・人民検察院司法警察暫行条例(一九九六年八月一四日)
- 人民検察院の決定(一九九八年一○月二五日)
 *全国検察機関が「検務公開」を実行することに関する最高

公安部発布

- 体的実施弁法(一九九九年一月四日)・人民検察院「検務公開」に関する最高人民検察院の具
- 日、全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国未成年者犯罪予防法(一九九九年六月二八
- 人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国引渡し法(二〇〇〇年一二月二八日、全国

(五) 社会法類

- 議採択〕 *革命烈士表彰条例(一九八○年四月二九日、国務院常務会
- 人民代表大会会議採択)*中華人民共和国義務教育法(一九八六年四月一二日、全国
- 二九日、国務院承認)・中華人民共和国義務教育法実施細則(一九九二年二月

- 院弁公庁の通知(二〇〇二年五月一七日)・農村義務教育管理体制を完全化することに関する国務
- 一九九三年八月一日改正)*非識字一掃工作条例(一九八八年二月五日、国務院発布、
- 国務院常務会議採択)
- 会議採択)
- 行政管理局、中国障害者連合会発布) 部・国家計画委員会・財政部・労働部・物資部・国家商工*社会福祉企業管理暫行弁法(一九九○年九月一五日、民政
- 全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国障害者保障法(一九九〇年一二月二八日、
- 院障害者工作協調委員会発布)・基層障害者工作要則(一九九四年一一月二九日、国務
- 常務会議採択)
- 五日、国務院発布)の制定とともに廃棄された。□当該規定は、同一名称の新規定(二○○二年一○月一
- 国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国未成年者保護法(一九九一年九月四日、全
- *中華人民共和国女性権益保障法(一九九二年四月三日、全

国人民代表大会会議採択)

- 民代表大会会議採択、二〇〇一年一〇月二七日改正)*中華人民共和国労働組合法(一九九二年四月三日、全国人
- 人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国鉱山安全法(一九九二年一一月七日、全国
- 一日、国務院常務会議採択)*中華人民共和国企業労働争議処理条例(一九九三年六月一
- 九四年一月二四日、国務院常務会議採択)・職員・労働者の工作時間に関する国務院の規定(一九
- 施弁法(一九九四年二月八日、労働部・人事部発布)・「職員・労働者の工作時間に関する国務院の規定」実
- 民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国教師法(一九九三年一○月三一日、全国人
- 布)*農村五保扶養工作条例(一九九四年一月二三日、国務院発
- す。孤児は義務教育の保障も含む。 障害者に対して衣・食・住・医療・埋葬の五つを保障することを指 は、『五保』とは、農村の頼る人のいない老人、病弱者、孤児、寡婦、

院発布

- *中華人民共和国労働法(一九九四年七月五日、全国人民代
- *障害者教育条例(一九九四年八月二三日、国務院発布)表大会常務委員会会議採択)
- *中華人民共和国教育法(一九九五年三月一八日、全国人民

中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令(土屋

代表大会会議採択)

*中華人民共和国職業教育法(一九九六年五月一五日、全国表大会常務委員会会議採択、二〇〇二年一〇月二八日改正)*中華人民共和国保険法(一九九五年六月三〇日、全国人民代

- 人民代表大会常務委員会会議採択)
- 全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国老人権益保障法(一九九六年八月二九日、
- 国務院の通知(一九九七年九月二日)*全国で都市住民最低生活保障制度を建立することに関する
- 人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国高等教育法(一九九八年八月二九日、全国
- *特殊教育学校暫行規程(一九九八年一二月一日、教育部発
- *失業保険条例(一九九八年一二月二六日、国務院常務会議
- *都市住民最低生活保障条例(一九九九年九月二八日、国務採択)
- 日、全国人民代表大会常務委員会会議採択)
 *中華人民共和国職業病予防治療法(二○○一年一○月二七
- 全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国科学技術普及法(二〇〇二年六月二九日
- *中華人民共和国安全生産法(二〇〇二年六月二九日、全国

人民代表大会常務委員会会議採択)

全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国清潔生産促進法(二〇〇二年六月二九日、

全国人民代表大会常務委員会会議採択)*中華人民共和国民営教育促進法(二〇〇二年一二月二八日、

九日、国務院常務会議採択)*中華人民共和国中外合作学校運営条例(二〇〇三年二月一

(六) 中国加入の主要な人権関係国際法規類

年八月一二日のジュネーヴ条約(一九五六年批准書寄託)・戦地にある軍隊の傷者および病者の状態に関する一九四九

関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約(一九五六*海上にある軍隊の傷者、病者および難船者の状態の改善に

年批准書寄託

ジュネーヴ条約〕(一九五六年批准書寄託)*捕虜条約〔捕虜の待遇に関する一九四九年八月一二日の

月一二日のジュネーヴ条約〕(一九五六年批准書寄託)*文民条約〔戦時における文民の保護に関する一九四九年八

廃に関する条約〕(一九八〇年加入書寄託)*女子差別撤廃条約〔女子に対するあらゆる形態の差別の撤

*人種差別撤廃条約 [あらゆる形態の人種差別撤廃に関する

条約〕(一九八一年加入書寄託)

*難民条約〔難民の地位に関する条約〕(一九八二年加入書

寄託)

*難民議定書

[難民の地位に関する議定書](一九八二年加

*ジェノサイド条約〔集団殺害犯罪の防止および処罰に関す入書寄託)

る条約〕(一九八三年批准書寄託)

罰に関する国際条約〕(一九八三年加入書寄託) *アパルトヘイト条約〔アパルトヘイト犯罪の抑圧および処

もしくは品位を傷つける取扱または刑罰を禁止する条約〕*拷問等禁止条約〔拷問およびその他の残虐な、非人道的な

*男女同一報酬条約〔同一価値の労働についての男女労働者(一九八八年批准書寄託)

批准書寄託)*児童の権利に関する条約〕(一九九二年*児童の権利条約〔児童の権利に関する条約〕(一九九○年批准)

*社会権規約〔経済的、社会的および文化的権利に関する国

*自由権規約〔市民的および政治的権利に関する国際規約〕(一九九七年署名、二〇〇一年批准)

(一九九八年署名)

*最悪の形態の児童労働の禁止と即時行動に関する条約 (二